

平成27年3月2日

第3回倉吉市議会定例会議案

倉吉市



平成27年 3月 第3回 倉吉市議会定例会会期

|       |       |   |   |   |   |   |
|-------|-------|---|---|---|---|---|
| 3月2日  | (月曜日) | 本 | 会 | 議 |   |   |
| 3月3日  | (火曜日) | 本 | 会 | 議 |   |   |
| 3月4日  | (水曜日) | 本 | 会 | 議 |   |   |
| 3月5日  | (木曜日) | 本 | 会 | 議 |   |   |
| 3月6日  | (金曜日) | 予 | 備 | 日 |   |   |
| 3月7日  | (土曜日) | 休 |   | 会 |   |   |
| 3月8日  | (日曜日) | 休 |   | 会 |   |   |
| 3月9日  | (月曜日) | 本 | 会 | 議 |   |   |
| 3月10日 | (火曜日) | 本 | 会 | 議 |   |   |
| 3月11日 | (水曜日) | 予 | 備 | 日 |   |   |
| 3月12日 | (木曜日) | 委 | 員 | 会 |   |   |
| 3月13日 | (金曜日) | 委 | 員 | 会 |   |   |
| 3月14日 | (土曜日) | 休 |   | 会 |   |   |
| 3月15日 | (日曜日) | 休 |   | 会 |   |   |
| 3月16日 | (月曜日) | 委 | 員 | 会 |   |   |
| 3月17日 | (火曜日) | 委 | 員 | 会 |   |   |
| 3月18日 | (水曜日) | 委 | 員 | 会 |   |   |
| 3月19日 | (木曜日) | 委 | 員 | 会 |   |   |
| 3月20日 | (金曜日) | 予 | 備 | 日 |   |   |
| 3月21日 | (土曜日) | 休 |   | 会 |   |   |
| 3月22日 | (日曜日) | 休 |   | 会 |   |   |
| 3月23日 | (月曜日) | 議 | 事 | 整 | 理 | 日 |
| 3月24日 | (火曜日) | 本 | 会 | 議 |   |   |



# 報 告

平成27年 3月第3回倉吉市議会定例会に、地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

平成27年 3月 2日

倉吉市議会議長 由 田 隆

## 記

|         |         |                              |         |
|---------|---------|------------------------------|---------|
| 市 長     | 石 田 耕太郎 | 水 道 局 長                      | 池 田 弘 之 |
| 副 市 長   | 山 崎 昌 徳 | 監査委員事務局<br>長兼選挙管理委<br>員会事務局長 | 平 田 義 人 |
| 教 育 長   | 福 井 伸一郎 | 農 業 委 員 会<br>事 務 局 長         | 藤 原 勝 則 |
| 総 務 部 長 | 池 田 将 登 | 教 育 委 員 会<br>事 務 局 長         | 涌 嶋 祐 二 |
| 企画振興部長  | 片 山 暢 博 | 総務部総務課長                      | 山 中 敏 幸 |
| 福祉保健部長  | 塚 根 智 子 |                              |         |
| 産業環境部長  | 岩 本 善 文 |                              |         |
| 建 設 部 長 | 長 井 貴 徳 |                              |         |



目 次

|         |  |    |    |
|---------|--|----|----|
| 議案第 3 号 | 平成26年度倉吉市一般会計補正予算（第10号）  | —  | 別冊 |
| 議案第 4 号 | 平成26年度倉吉市下水道事業特別会計補正予算（第4号）  |    |    |
| 議案第 5 号 | 平成27年度倉吉市一般会計予算  | —  | 別冊 |
| 議案第 6 号 | 平成27年度倉吉市国民健康保険事業特別会計予算  |    |    |
| 議案第 7 号 | 平成27年度倉吉市介護保険事業特別会計予算  |    |    |
| 議案第 8 号 | 平成27年度倉吉市後期高齢者医療事業特別会計予算   |    |    |
| 議案第 9 号 | 平成27年度倉吉市簡易水道事業特別会計予算  |    |    |
| 議案第10号  | 平成27年度倉吉市温泉配湯事業特別会計予算  |    |    |
| 議案第11号  | 平成27年度倉吉市住宅資金貸付事業特別会計予算  |    |    |
| 議案第12号  | 平成27年度倉吉市土地取得事業特別会計予算  |    |    |
| 議案第13号  | 平成27年度倉吉市下水道事業特別会計予算   |    |    |
| 議案第14号  | 平成27年度倉吉市駐車場事業特別会計予算   |    |    |
| 議案第15号  | 平成27年度倉吉市集落排水事業特別会計予算  |    |    |
| 議案第16号  | 平成27年度倉吉市国民宿舎事業特別会計予算  |    |    |
| 議案第17号  | 平成27年度倉吉市高城財産区特別会計予算   |    |    |
| 議案第18号  | 平成27年度倉吉市小鴨財産区特別会計予算   |    |    |
| 議案第19号  | 平成27年度倉吉市北谷財産区特別会計予算   |    |    |
| 議案第20号  | 平成27年度倉吉市上北条財産区特別会計予算  |    |    |
| 議案第21号  | 平成27年度倉吉市水道事業会計予算  |    |    |
| 議案第22号  | 倉吉市事務分掌条例の一部改正について……………  | 1  |    |
| 議案第23号  | 倉吉市行政手続条例の一部改正について……………  | 3  |    |
| 議案第24号  | 倉吉市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について……………  | 10 |    |
| 議案第25号  | 特別職の職員の給与等に関する条例等の一部改正について……………  | 16 |    |
| 議案第26号  | 倉吉市職員の給与に関する条例等の一部改正について……………  | 22 |    |
| 議案第27号  | 倉吉市職員退職手当支給条例の一部改正について……………  | 32 |    |
| 議案第28号  | 倉吉市特別会計条例の一部改正について……………  | 38 |    |
| 議案第29号  | 倉吉市文化基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について……………                                      | 40 |    |
| 議案第30号  | 倉吉市手数料条例の一部改正について……………   | 43 |    |
| 議案第31号  | 倉吉市行政財産使用料条例の一部改正について……………   | 52 |    |
| 議案第32号  | 倉吉市公共施設等における放置自動車の適正な処理に関する条例の制定について……………                                  | 55 |    |
| 議案第33号  | 倉吉市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について……………                                | 59 |    |
| 議案第34号  | 倉吉市高齢者介護予防及び生活支援事業手数料の徴収に関する条例の一部改正について……………                               | 62 |    |
| 議案第35号  | 倉吉市指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について…………… | 64 |    |

|          |  |     |
|----------|--|-----|
| 議案第 36 号 | 倉吉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について | 67  |
| 議案第 37 号 | 倉吉市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例の制定について                               | 70  |
| 議案第 38 号 | 倉吉市特別用途地区における建築物の建築の制限に関する条例の制定について  | 72  |
| 議案第 39 号 | 財産の取得について  | 75  |
| 議案第 40 号 | 定住自立圏の形成に関する協定の変更について  | 76  |
| 陳情第 1 号  | 倉吉市立図書館におけるインターネット環境の整備等に係る陳情  | 陳 1 |
| 陳情第 2 号  | 憲法の趣旨に合致する形での地方自治法等の改正を求める意見書提出について  | 陳 3 |



議案第22号

倉吉市事務分掌条例の一部改正について

次のとおり倉吉市事務分掌条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成27年3月2日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市事務分掌条例の一部を改正する条例

倉吉市事務分掌条例（昭和47年倉吉市条例第28号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(事務分掌)<br/>第2条 各部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>総務部<br/>    (1)～(11) 略</p> <p>企画振興部<br/>    (1)～(17) 略</p> <p>福祉保健部<br/>    (1)～(5) 略</p> <p>産業環境部<br/>    (1)～(6) 略</p> <p>建設部<br/>    (1)～(6) 略</p> | <p>(事務分掌)<br/>第2条 各部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>総務部<br/>    (1)～(11) 略</p> <p>企画振興部<br/>    (1)～(17) 略</p> <p>福祉保健部<br/>    (1)～(5) 略</p> <p>産業環境部<br/>    (1)～(6) 略</p> <p>建設部<br/>    (1)～(6) 略<br/>    <u>(7) 工事検査に関する事項</u></p> |

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第23号

倉吉市行政手続条例の一部改正について

次のとおり倉吉市行政手続条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成27年3月2日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市行政手続条例の一部を改正する条例

倉吉市行政手続条例（平成8年倉吉市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下本則において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第5条）</p> <p>第2章 申請に対する処分（第6条—第12条）</p> <p>第3章 不利益処分</p> <p>    第1節 通則（第13条—第15条）</p> <p>    第2節 聴聞（第16条—第27条）</p> <p>    第3節 弁明の機会の付与（第28条—第30条）</p> <p>第4章 行政指導（第31条—<u>第35条の2</u>）</p> <p><u>第4章の2 処分等の求め（第35条の3）</u></p> <p>第5章 届出（第36条）</p> <p>第6章 補則（第37条・第38条）</p> <p>附則</p> <p>（目的等）</p> <p>第1条 この条例は、行政手続法（平成5年法律第88号）<u>第46条</u>の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする。</p> <p>2 略</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（5） 略</p> <p>（6） 不利益処分 市長等が、条例等に基づき、特定の者を<u>名宛人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を</p> | <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第5条）</p> <p>第2章 申請に対する処分（第6条—第12条）</p> <p>第3章 不利益処分</p> <p>    第1節 通則（第13条—第15条）</p> <p>    第2節 聴聞（第16条—第27条）</p> <p>    第3節 弁明の機会の付与（第28条—第30条）</p> <p>第4章 行政指導（第31条—<u>第35条</u>）</p> <p>第5章 届出（第36条）</p> <p>第6章 補則（第37条・第38条）</p> <p>附則</p> <p>（目的等）</p> <p>第1条 この条例は、行政手続法（平成5年法律第88号）<u>第38条</u>の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする。</p> <p>2 略</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（5） 略</p> <p>（6） 不利益処分 市長等が、条例等に基づき、特定の者を<u>名あて人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を</p> |

名宛人としてされる処分

ウ 名宛人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

エ 略

(7)～(9) 略

(適用除外)

第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。

(1)～(7) 略

(8) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に関わる事象が発生し、又は発生する可能性のある現場において、これらの公益を確保するために必要な措置を執る権限を法律又は条例上直接に与えられた職員によってされる処分及び行政指導

(9)及び(10) 略

(国の機関等に対する処分等の適用除外)

第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名宛人となるものに限る。）及び行政指導並びに届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第14条 市長等は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア 略

イ アに規定するもののほか、名宛人の資格又は地位を直接に剥奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ 略

(2) 略

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は適用しない。

(1)～(4) 略

(5) 当該不利益処分の性質上それによって課せられる義務の内容が著しく軽微なものであるため名宛人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして、次に掲げる処分をしようとするとき。

ア及びイ 略

3 略

名あて人としてされる処分

ウ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

エ 略

(7)～(9) 略

(適用除外)

第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章までの規定は、適用しない。

(1)～(7) 略

(8) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益にかかわる事象が発生し、又は発生する可能性のある現場において、これらの公益を確保するために必要な措置を執る権限を法律又は条例上直接に与えられた職員によってされる処分及び行政指導

(9)及び(10) 略

(国の機関等に対する処分等の適用除外)

第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名あて人となるものに限る。）及び行政指導並びに届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第14条 市長等は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア 略

イ アに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ 略

(2) 略

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は適用しない。

(1)～(4) 略

(5) 当該不利益処分の性質上それによって課せられる義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして、次に掲げる処分をしようとするとき。

ア及びイ 略

3 略

(不利益処分理由の提示)

第15条 市長等は、不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りではない。

2 市長等は、前項ただし書の場合においては、当該名宛人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 略

(聴聞の通知の方式)

第16条 市長等は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(4) 略

2 略

3 市長等は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該市長等の事務所の掲示板に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(続行期日の指定)

第23条 略

2 略

3 第16条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、第16条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から、2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

(聴聞の再開)

第26条 市長等は、聴聞の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第23条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準

(不利益処分理由の提示)

第15条 市長等は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りではない。

2 市長等は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 略

(聴聞の通知の方式)

第16条 市長等は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(4) 略

2 略

3 市長等は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該市長等の事務所の掲示板に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(続行期日の指定)

第23条 略

2 略

3 第16条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、第16条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から、2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

(聴聞の再開)

第26条 市長等は、聴聞の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第23条第2項本文及び第3項の規定は、この場合につ

|   |  |
|---|--|
| <p>用する。</p> <p>(弁明の機会の付与の通知の方式)</p> <p>第29条 市長等は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p>  | <p>いて準用する。</p> <p>(弁明の機会の付与の通知の方式)</p> <p>第29条 市長等は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> |
| <p>(行政指導の方式)</p> <p>第34条 略</p> <p>2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。</p> <p>(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令又は条例等の条項</p> <p>(2) 前号の条項に規定する要件</p> <p>(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由</p> <p>3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。</p> <p>4 略</p>  | <p>(行政指導の方式)</p> <p>第34条 略</p> <p>2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。</p> <p>3 略</p>                    |
| <p>(複数の者を対象とする行政指導)</p> <p>第35条 略</p> <p>(行政指導の中止等の求め)</p> <p>第35条の2 法令又は条例等に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。次条において同じ。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。</p> <p>(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所</p> <p>(2) 当該行政指導の内容</p> <p>(3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項</p> | <p>(複数の者を対象とする行政指導)</p> <p>第35条 略</p>  |

|   |  |
|---|--|
| <p>(4) <u>前号の条項に規定する要件</u></p> <p>(5) <u>当該行政指導が前号の要件に適合しないと<br/>思料する理由</u></p> <p>(6) <u>その他参考となる事項</u></p> <p>3 <u>当該市の機関は、第1項の規定による申出があ<br/>ったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が<br/>当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと<br/>認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な<br/>措置をとらなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章の2 処分等の求め</p> <p>第35条の3 <u>何人も、法令又は条例等に違反する事<br/>実がある場合において、その是正のためにされる<br/>べき処分（その根拠となる規定が法令に置かれて<br/>いるものを除く。）又は行政指導がされていない<br/>と思料するときは、当該処分をする権限を有する<br/>市長等又は当該行政指導をする権限を有する市の<br/>機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行<br/>政指導をすることを求めることができる。</u></p> <p>2 <u>前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出<br/>書を提出してしなければならない。</u></p> <p>(1) <u>申出をする者の氏名又は名称及び住所又は<br/>居所</u></p> <p>(2) <u>法令又は条例等に違反する事実の内容</u></p> <p>(3) <u>当該処分又は行政指導の内容</u></p> <p>(4) <u>当該処分又は行政指導の根拠となる法令又<br/>は条例等の条項</u></p> <p>(5) <u>当該処分又は行政指導がされるべきである<br/>と思料する理由</u></p> <p>(6) <u>その他参考となる事項</u></p> <p>3 <u>当該市長等又は市の機関は、第1項の規定によ<br/>る申出があったときは、必要な調査を行い、その<br/>結果に基づき必要があると認めるときは、当該処<br/>分又は行政指導をしなければならない。</u></p> |  |
|---|--|

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。  
(倉吉市税条例の一部改正)
- 2 倉吉市税条例（昭和29年倉吉市条例第32号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改正後                      | 改正前                      |
|--------------------------|--------------------------|
| (倉吉市行政手続条例の適用除外)         | (倉吉市行政手続条例の適用除外)         |
| 第6条の2 略                  | 第6条の2 略                  |
| 2 手続条例第3条、第4条又は第34条第4項に定 | 2 手続条例第3条、第4条又は第34条第3項に定 |



めるもののほか、徴収金を納入し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（手続条例第2条第8号に規定する行政指導をいう。）については、手続条例第34条第3項及び第35条の規定は適用しない。

めるもののほか、徴収金を納入し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（手続条例第2条第8号に規定する行政指導をいう。）については、手続条例第34条第2項及び第35条の規定は適用しない。



議案第24号

倉吉市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

次のとおり倉吉市職員の配偶者同行休業に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成27年3月2日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

## 倉吉市職員の配偶者同行休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第26条の6第1項、第2項及び第6項から第8項まで並びに同条第11項において準用する法第26条の5第6項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業(法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第2条 任命権者は、職員(法第26条の5第1項に規定する職員をいう。以下同じ。)が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が、配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第3条 法第26条の6第1項の条例で定める期間は、3年とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第4条 法第26条の6第1項の条例で定める事由は、次に掲げる事由(6月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第7条第1号において「配偶者外国滞在事由」という。)とする。

- (1) 外国での勤務
- (2) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であつて外国において行うもの
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学に相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)であつて外国に所在するものにおける修学(前2号に該当するものを除く。)

(配偶者同行休業の承認の申請)

第5条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者(法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下同じ。)が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

2 任命権者は、配偶者同行休業の申請をした職員に対し、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第6条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第3条に規定する期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 第2条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第7条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。
- (2) 配偶者同行休業をしている職員が、倉吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年倉吉市条例第2号)第14条に規定する特別休暇のうち出産による休暇により就業しなくなったこと。
- (3) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法

律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

（届出）

第8条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- （1） 配偶者が死亡した場合
- （2） 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
- （3） 配偶者と生活を共にしなくなった場合
- （4） 前条第1号又は第2号に掲げる事由に該当することとなった場合

2 第5条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

（配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用）

第9条 任命権者は、第2条又は第6条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下この項及び次項において「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年（同条第1項の規定による請求があった場合にあつては、当該請求による延長前の配偶者同行休業の期間の初日から当該請求に係る期間の末日までの期間を通じて1年）を超えて行うことができない。

- （1） 申請期間を任用の期間（以下この条において「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用
- （2） 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

3 任命権者は、第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ、当該職員の同意を得なければならない。

（職務復帰後における号給の調整）

第10条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合において他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、その者の号給を調整することができる。

（退職手当の取扱い）

第11条 倉吉市職員退職手当支給条例（昭和29年倉吉市条例第5号）第6条の4第1項及び第7条第5項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、同条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 配偶者同行休業をした期間についての倉吉市職員退職手当支給条例第7条第5項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数（地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により、現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）」とあるのは、「その月数」とする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。  
(倉吉市職員定数条例の一部改正)
- 2 倉吉市職員定数条例（昭和28年倉吉市条例第28号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

| 改正後  | 改正前                                       |
|--|---|
| 第2条の2 次に掲げる職員は、定数外とすることができる。<br>(1)～(3) 略<br><u>(4) 配偶者同行休業をしている職員</u> | 第2条の2 次に掲げる職員は、定数外とすることができる。<br>(1)～(3) 略 |

(倉吉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

- 3 倉吉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年倉吉市条例第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号を加える。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| (報告事項)<br>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的任用職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。<br>(1)～(3) 略<br><u>(4) 職員の休業に関する状況</u><br><u>(5) 略</u><br><u>(6) 略</u> | (報告事項)<br>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的任用職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。<br>(1)～(3) 略<br><u>(4) 略</u><br><u>(5) 略</u> |

|       |       |
|-------|-------|
| (7) 略 | (6) 略 |
| (8) 略 | (7) 略 |
| (9) 略 | (8) 略 |

(倉吉市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

4 倉吉市職員の育児休業等に関する条例（平成4年倉吉市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第6条第1項又は倉吉市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年倉吉市条例第 号）第9条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2)及び(3) 略</p> | <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2)及び(3) 略</p> |
| <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第6条第1項又は倉吉市職員の配偶者同行休業に関する条例第9条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) 略</p>                | <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) 略</p> |

(倉吉市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

5 倉吉市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和44年倉吉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第18条の3 略</p> | <p>(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第18条の3 略</p> |

|   |  |
|---|--|
| <p style="text-align: center;"><u>(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)</u></p> <p>第18条の4 <u>地方公務員法第26条の6第1項又は第4項の承認を受けた職員には、当該承認に係る同条第1項に規定する配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。</u></p> |  |
|---|--|

(倉吉市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

6 倉吉市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年倉吉市条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第19条の3 略</p> <p style="text-align: center;"><u>(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)</u></p> <p>第19条の4 <u>地方公務員法第26条の6第1項又は第4項の承認を受けた職員には、当該承認に係る同条第1項に規定する配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。</u></p> | <p style="text-align: center;">(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第19条の3 略</p> |



議案第25号

特別職の職員の給与等に関する条例等の一部改正について

次のとおり特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成27年3月2日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与等に関する条例(昭和28年倉吉市条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(給与及びその額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 議会の議員の受ける期末手当の額は、議員報酬月額額の100分の140に相当する額に、6月に支給する場合には<u>100分の145</u>、12月に支給する場合には<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日(以下「基準日」という。)以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、倉吉市職員の給与に関する条例(昭和28年倉吉市条例第30号)第21条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長等の受ける期末手当の額は、給料月額額の100分の140に相当する額に、6月に支給する場合には<u>100分の130</u>、12月に支給する場合には<u>100分の155</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、倉吉市職員の給与に関する条例第21条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> | <p>(給与及びその額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 議会の議員の受ける期末手当の額は、議員報酬月額額の100分の140に相当する額に、6月に支給する場合には<u>100分の140</u>、12月に支給する場合には<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日(以下「基準日」という。)以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、倉吉市職員の給与に関する条例(昭和28年倉吉市条例第30号)第21条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長等の受ける期末手当の額は、給料月額額の100分の140に相当する額に、6月に支給する場合には<u>100分の125</u>、12月に支給する場合には<u>100分の160</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、倉吉市職員の給与に関する条例第21条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> |

(教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 教育長の給与等に関する条例(昭和43年倉吉市条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(給与の額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 期末手当の額は、給料月額額の100分の140に相当する額に、6月に支給する場合には<u>100分の130</u>、12月に支給する場合には<u>100分の155</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間における在職期間の区分に応じて、倉吉市職員の給与に関する条例(昭和28年倉吉市条例第30号)第21条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> | <p>(給与の額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 期末手当の額は、給料月額額の100分の140に相当する額に、6月に支給する場合には<u>100分の125</u>、12月に支給する場合には<u>100分の160</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間における在職期間の区分に応じて、倉吉市職員の給与に関する条例(昭和28年倉吉市条例第30号)第21条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> |

(倉吉市職員定数条例の一部改正)

第3条 倉吉市職員定数条例(昭和28年倉吉市条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| 第1条 この条例で「職員」とは、市長、議会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び教育委員会の事務部局並びに公営企業に常時勤務する一般職の地方公務員(臨時的に任用される者を除く。)をいう。 | 第1条 この条例で「職員」とは、市長、議会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び教育委員会の事務部局並びに公営企業に常時勤務する一般職の地方公務員(教育長及び臨時の職員を除く。)をいう。 |

(特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第4条 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

| 改正後   | 改正前   |       |         |  |   |  |  |  |     |   |   |         |     |   |   |         |          |    |   |        |   |  |  |  |   |    |       |      |  |   |  |  |  |     |   |   |         |              |     |    |   |  |    |   |   |   |  |  |  |
|---|-------|-------|---------|--|---|--|--|--|-----|---|---|---------|-----|---|---|---------|----------|----|---|--------|---|--|--|--|---|----|-------|------|--|---|--|--|--|-----|---|---|---------|--------------|-----|----|---|--|----|---|---|---|--|--|--|
| <p>第3条 市長、副市長及び教育長(以下「市長等」という。)の受ける給与は、給料及び期末手当とする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(費用弁償又は旅費)</p> <p>第7条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条第2項、第203条の2第3項又は第204条第1項の規定により</u>、費用弁償又は旅費を支給する。</p> <p>2 前項の規定により支給する費用弁償又は旅費の額及び支給方法は、倉吉市職員の旅費に関する条例(昭和28年倉吉市条例第32号)に定めるところによる。</p> <p>3 略</p> <p>別表(第2条―第4条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>給与の名称</th> <th colspan="2">給与の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>708,000</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>625,000</td> </tr> <tr> <td>教育委員会の委員</td> <td>報酬</td> <td>〃</td> <td>47,000</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 職名    | 給与の名称 | 給与の額    |  | 略 |  |  |  | 副市長 | 〃 | 〃 | 708,000 | 教育長 | 〃 | 〃 | 625,000 | 教育委員会の委員 | 報酬 | 〃 | 47,000 | 略 |  |  |  | <p>第3条 市長及び副市長(以下「市長等」という。)の受ける給与は、給料及び期末手当とする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第7条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 前項の規定により支給する旅費の額及び支給方法は、倉吉市職員の旅費に関する条例(昭和28年倉吉市条例第32号)に定めるところによる。</p> <p>3 略</p> <p>別表(第2条―第4条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>給与の名称</th> <th colspan="2">給与の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>708,000</td> </tr> <tr> <td>教育委員会<br/>の委員</td> <td>委員長</td> <td>報酬</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td></td> <td>委員</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 職名 | 給与の名称 | 給与の額 |  | 略 |  |  |  | 副市長 | 〃 | 〃 | 708,000 | 教育委員会<br>の委員 | 委員長 | 報酬 | 〃 |  | 委員 | 〃 | 〃 | 略 |  |  |  |
| 職名  | 給与の名称 | 給与の額  |         |  |   |  |  |  |     |   |   |         |     |   |   |         |          |    |   |        |   |  |  |  |   |    |       |      |  |   |  |  |  |     |   |   |         |              |     |    |   |  |    |   |   |   |  |  |  |
| 略   |       |       |         |  |   |  |  |  |     |   |   |         |     |   |   |         |          |    |   |        |   |  |  |  |   |    |       |      |  |   |  |  |  |     |   |   |         |              |     |    |   |  |    |   |   |   |  |  |  |
| 副市長   | 〃     | 〃     | 708,000 |  |   |  |  |  |     |   |   |         |     |   |   |         |          |    |   |        |   |  |  |  |   |    |       |      |  |   |  |  |  |     |   |   |         |              |     |    |   |  |    |   |   |   |  |  |  |
| 教育長   | 〃     | 〃     | 625,000 |  |   |  |  |  |     |   |   |         |     |   |   |         |          |    |   |        |   |  |  |  |   |    |       |      |  |   |  |  |  |     |   |   |         |              |     |    |   |  |    |   |   |   |  |  |  |
| 教育委員会の委員  | 報酬    | 〃     | 47,000  |  |   |  |  |  |     |   |   |         |     |   |   |         |          |    |   |        |   |  |  |  |   |    |       |      |  |   |  |  |  |     |   |   |         |              |     |    |   |  |    |   |   |   |  |  |  |
| 略   |       |       |         |  |   |  |  |  |     |   |   |         |     |   |   |         |          |    |   |        |   |  |  |  |   |    |       |      |  |   |  |  |  |     |   |   |         |              |     |    |   |  |    |   |   |   |  |  |  |
| 職名  | 給与の名称 | 給与の額  |         |  |   |  |  |  |     |   |   |         |     |   |   |         |          |    |   |        |   |  |  |  |   |    |       |      |  |   |  |  |  |     |   |   |         |              |     |    |   |  |    |   |   |   |  |  |  |
| 略   |       |       |         |  |   |  |  |  |     |   |   |         |     |   |   |         |          |    |   |        |   |  |  |  |   |    |       |      |  |   |  |  |  |     |   |   |         |              |     |    |   |  |    |   |   |   |  |  |  |
| 副市長   | 〃     | 〃     | 708,000 |  |   |  |  |  |     |   |   |         |     |   |   |         |          |    |   |        |   |  |  |  |   |    |       |      |  |   |  |  |  |     |   |   |         |              |     |    |   |  |    |   |   |   |  |  |  |
| 教育委員会<br>の委員  | 委員長   | 報酬    | 〃       |  |   |  |  |  |     |   |   |         |     |   |   |         |          |    |   |        |   |  |  |  |   |    |       |      |  |   |  |  |  |     |   |   |         |              |     |    |   |  |    |   |   |   |  |  |  |
|   | 委員    | 〃     | 〃       |  |   |  |  |  |     |   |   |         |     |   |   |         |          |    |   |        |   |  |  |  |   |    |       |      |  |   |  |  |  |     |   |   |         |              |     |    |   |  |    |   |   |   |  |  |  |
| 略   |       |       |         |  |   |  |  |  |     |   |   |         |     |   |   |         |          |    |   |        |   |  |  |  |   |    |       |      |  |   |  |  |  |     |   |   |         |              |     |    |   |  |    |   |   |   |  |  |  |

(倉吉市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第5条 倉吉市特別職報酬等審議会条例(昭和39年倉吉市条例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(諮問)</p> <p>第2条 市長は、議会の議員の議員報酬の額、市長、<u>副市長及び教育長</u>の給料の額その他特別職の職員の報酬の額に関する条例を議会に提案しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。</p> <p>2 市長は、必要があると認めるときは、市長、<u>副市長及び教育長</u>の退職手当の支給基準について審議会の意見を聞くことができる。</p> <p>(委員)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 委員は、倉吉市内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから、必要の<u>都度</u>、市長が任命する。</p> <p>3 略</p> | <p>(諮問)</p> <p>第2条 市長は、議会の議員の議員報酬の額、市長<u>及び副市長</u>の給料の額その他特別職の職員の報酬の額に関する条例を議会に提案しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。</p> <p>2 市長は、必要があると認めるときは、市長<u>及び副市長</u>の退職手当の支給基準について審議会の意見を聞くことができる。</p> <p>(委員)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 委員は、倉吉市内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから、必要の<u>つど</u>、市長が任命する。</p> <p>3 略</p> |

(教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第6条 教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条(以下「削除条」という。)を削り、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条(以下「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p><u>教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>教育長の勤務時間、休日及び休暇</u>に関し必要な事項を定めるとともに、<u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第11条第5項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例</u>について必要な事項を定めるものとする。</p> | <p>教育長の<u>給与等</u>に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第16条第2項の規定に基づき、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件</u>について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給与の額)</p> |

|   |  |
|---|--|
|   | <p>第2条 教育長の給与は、給料及び期末手当とする。</p> <p>2 給料の月額は、625,000円とする。</p> <p>3 期末手当の額は、給料月額の100分の140に相当する額に、6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の155を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間における在職期間の区分に応じて、倉吉市職員の給与に関する条例（昭和28年倉吉市条例第30号）第21条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p style="text-align: center;">（給与の支給）</p> <p>第3条 教育長の給与の支給に関しては、他の一般職の職員の例による。</p> |
| <p style="text-align: center;">（勤務時間、休暇等）</p> <p>第2条 教育長の勤務時間、休日及び休暇については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年倉吉市条例第2号）の適用を受ける職員の例による。ただし、同条例中「任命権者」とあるのは「教育委員会」とする。</p>      | <p style="text-align: center;">（勤務時間等）</p> <p>第4条 教育長の勤務時間その他の勤務条件については、他の一般職の職員の例による。</p>   |
| <p style="text-align: center;">（職務に専念する義務の免除）</p> <p>第3条 教育長の職務に専念する義務の免除については、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和28年条例第37号）の適用を受ける職員の例による。ただし、同条例中「任命権者」とあるのは「教育委員会」とする。</p> | <p style="text-align: center;">（旅費）</p> <p>第5条 教育長に支給する旅費については、他の一般職の職員の例による。</p>  |
| <p style="text-align: center;">（委任）</p> <p>第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>  | <p style="text-align: center;">（委任）</p> <p>第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>  |

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第2条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、第3条の規定による改正後の倉吉市職員定数条例、第4条の規定による改正後の特別職の職員の給与等に関する条例、第5条の規定による改正後の倉吉市特別職報酬等審議会条例及び第6条の規定による改正後の教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の規定は適用せず、第3条の規定による改正前の倉吉市職員定数条例、第4条の規定による改正前の特別職の職員の給与等に関する条例、第5条の規定による改正前の倉吉市特別職報酬等審議会条例及び第6条の規定による改正前の教育長の給与等に関する条例の規定は、なおその効力を有する。この場合において、第6条の規定による改正前の教育長の給与等に関する条例第1条中「教育公務員特例法」とあるのは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第8

条の規定による改正前の教育公務員特例法」とする。

議案第26号

倉吉市職員の給与に関する条例等の一部改正について

次のとおり倉吉市職員の給与に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成27年3月2日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(倉吉市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 倉吉市職員の給与に関する条例(昭和28年倉吉市条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及びび号の表示に下線が引かれた項及びび号(以下「移動項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中項及びび号の表示に下線が引かれた項及びび号(以下「移動後項等」という。)が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等(以下「追加項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>(短時間勤務職員の給料)</p> <p>第4条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)の給料の月額は、その者に適用される給料表に掲げる給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>2 第3条及び第4条の規定にかかわらず、法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、<u>185,400円</u>に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>3 略</p> <p>(地域手当)</p> <p>第10条の3 略</p> <p>2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 1級地 <u>100分の20</u></p> <p>(2) 2級地 <u>100分の16</u></p> <p>(3) 3級地 <u>100分の15</u></p> <p>(4) 4級地 <u>100分の12</u></p> <p>(5) 5級地 <u>100分の10</u></p> <p>(6) 6級地 <u>100分の6</u></p> <p>(7) 7級地 <u>100分の3</u></p> <p>3 略</p> | <p>(短時間勤務職員の給料)</p> <p>第4条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表に掲げる給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>2 第3条及び第4条の規定にかかわらず、法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、<u>185,800円</u>に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>3 略</p> <p>(地域手当)</p> <p>第10条の3 略</p> <p>2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 1級地 <u>100分の18</u></p> <p>(2) 2級地 <u>100分の15</u></p> <p>(3) 3級地 <u>100分の12</u></p> <p>(4) 4級地 <u>100分の10</u></p> <p>(5) 5級地 <u>100分の6</u></p> <p>(6) 6級地 <u>100分の3</u></p> <p>3 略</p> |



(単身赴任手当)  
第11条の2 略  
2 単身赴任手当の月額は、30,000円（規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額）とする。  
3及び4 略

(管理職員特別勤務手当)  
第20条 第8条第1項の規定に基づき市長が指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として規則で定める職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。  
2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。  
3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。  
(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、8,500円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）  
(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、4,300円を超えない範囲内において規則で定める額  
4 前3項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(勤勉手当)  
第24条 略  
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。  
(1) 前項の職員のうち再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しく

(単身赴任手当)  
第11条の2 略  
2 単身赴任手当の月額は、23,000円（規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、45,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額）とする。  
3及び4 略

(管理職員特別勤務手当)  
第20条 第8条第1項の規定に基づき市長が指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として規則で定める職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。  
2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、8,000円を超えない範囲内において規則で定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。  
3 前2項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(勤勉手当)  
第24条 略  
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。  
(1) 前項の職員のうち再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しく

|  |   |
|--|---|
| <p>は失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の75</u> (特定管理職員にあっては、<u>100分の95</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用短時間勤務職員当該再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の35</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>(非常勤職員の報酬及び費用弁償)</p> <p>第25条の2 常勤を要しない職員(育児短時間勤務職員及び再任用短時間勤務職員を除く。)については、任命権者は常勤の職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で<u>報酬</u>を支給するものとする。</p> <p>2 前項の常勤を要しない職員については、<u>通勤に要する費用及び公務のための旅行に要する費用を弁償する。</u></p> <p>3 前項の通勤に要する費用の支給等については、<u>第11条に規定する通勤手当の支給の例による。</u></p> <p>4 第2項の公務のための旅行に要する費用の支給等については、<u>倉吉市職員の旅費に関する条例(昭和28年倉吉市条例第32号)に定めるところによる。</u></p> <p>5 第1項の常勤を要しない職員には他の条例に別段の定めがない限り、<u>同項の報酬及び第2項の費用弁償を除くほか他のいかなる給与も支給しない。</u></p> <p>附 則</p> <p>1～10 略</p> <p>11 <u>平成27年3月31日までの間</u>、職員(その職務の級が6級以上である者であってその号給がその職務の級の最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>12～17 略</p> | <p>は失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の82.5</u> (特定管理職員にあっては、<u>100分の102.5</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用短時間勤務職員当該再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の37.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>(非常勤職員の給与)</p> <p>第25条の2 常勤を要しない職員(育児短時間勤務職員及び再任用短時間勤務職員を除く。)については、任命権者は常勤の職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で<u>給与</u>を支給するものとする。</p> <p>2 前項の常勤を要しない職員には他の条例に別段の定めがない限り、<u>前項の給与を除くほか他のいかなる給与も支給しない。</u></p> <p>附 則</p> <p>1～10 略</p> <p>11 <u>当分の間</u>、職員(その職務の級が6級以上である者であつてその号給がその職務の級の最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>12～17 略</p> |
|--|---|

第2条 倉吉市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。  
別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

| 職務の級 | 1級        | 2級        | 3級        | 4級        | 5級        | 6級        | 7級        | 8級        |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 号給   | 給料月額<br>円 | 給料月額<br>円 | 給料月額<br>円 | 給料月額<br>円 | 給料月額<br>円 | 給料月額<br>円 | 給料月額<br>円 | 給料月額<br>円 |
| 1    | 137,600   | 187,700   | 223,900   | 258,300   | 285,000   | 315,800   | 360,100   | 405,800   |
| 2    | 138,700   | 189,500   | 225,500   | 260,400   | 287,200   | 318,000   | 362,700   | 408,200   |
| 3    | 139,900   | 191,300   | 227,100   | 262,300   | 289,500   | 320,300   | 365,200   | 410,700   |
| 4    | 141,000   | 193,100   | 228,700   | 264,400   | 291,700   | 322,500   | 367,800   | 413,100   |
| 5    | 142,100   | 194,700   | 230,300   | 266,300   | 293,700   | 324,800   | 369,900   | 415,000   |
| 6    | 143,200   | 196,500   | 232,000   | 268,300   | 296,000   | 326,800   | 372,400   | 417,300   |
| 7    | 144,300   | 198,300   | 233,600   | 270,400   | 298,300   | 329,000   | 374,800   | 419,400   |
| 8    | 145,400   | 200,100   | 235,200   | 272,500   | 300,600   | 331,200   | 377,300   | 421,600   |
| 9    | 146,500   | 201,800   | 236,800   | 274,600   | 302,700   | 333,300   | 379,800   | 423,600   |
| 10   | 147,900   | 203,600   | 238,400   | 276,600   | 305,000   | 335,500   | 382,500   | 425,700   |
| 11   | 149,200   | 205,400   | 240,000   | 278,700   | 307,200   | 337,600   | 385,100   | 427,800   |
| 12   | 150,500   | 207,200   | 241,600   | 280,800   | 309,500   | 339,800   | 387,800   | 429,900   |
| 13   | 151,800   | 208,600   | 243,200   | 282,800   | 311,700   | 341,800   | 390,200   | 431,600   |
| 14   | 153,300   | 210,400   | 244,700   | 284,900   | 313,800   | 343,800   | 392,500   | 433,400   |
| 15   | 154,800   | 212,100   | 246,200   | 286,900   | 316,000   | 345,900   | 394,700   | 435,400   |
| 16   | 156,400   | 213,900   | 247,700   | 289,000   | 318,100   | 347,900   | 397,100   | 437,400   |
| 17   | 157,700   | 215,600   | 249,200   | 291,000   | 320,200   | 349,800   | 398,900   | 439,300   |
| 18   | 159,200   | 217,300   | 251,100   | 293,000   | 322,200   | 351,800   | 400,900   | 441,100   |
| 19   | 160,700   | 219,000   | 252,900   | 295,100   | 324,300   | 353,700   | 402,800   | 442,900   |
| 20   | 162,200   | 220,600   | 254,700   | 297,100   | 326,300   | 355,600   | 404,600   | 444,600   |
| 21   | 163,600   | 222,200   | 256,400   | 299,200   | 328,300   | 357,600   | 406,500   | 446,400   |
| 22   | 166,300   | 223,900   | 258,300   | 301,300   | 330,400   | 359,500   | 408,300   | 447,900   |
| 23   | 168,900   | 225,600   | 260,200   | 303,300   | 332,400   | 361,500   | 410,100   | 449,300   |
| 24   | 171,500   | 227,200   | 261,900   | 305,400   | 334,500   | 363,400   | 412,000   | 450,800   |
| 25   | 174,200   | 228,700   | 263,900   | 307,200   | 336,100   | 365,400   | 413,800   | 452,200   |
| 26   | 175,900   | 230,300   | 265,800   | 309,300   | 338,000   | 367,300   | 415,300   | 453,500   |
| 27   | 177,600   | 231,800   | 267,600   | 311,400   | 340,000   | 369,300   | 416,800   | 454,800   |
| 28   | 179,300   | 233,200   | 269,500   | 313,400   | 341,900   | 371,300   | 418,400   | 456,000   |
| 29   | 180,800   | 234,600   | 271,200   | 315,400   | 343,600   | 372,800   | 420,000   | 457,000   |
| 30   | 182,600   | 235,800   | 273,100   | 317,400   | 345,500   | 374,600   | 421,300   | 457,700   |
| 31   | 184,400   | 237,000   | 275,000   | 319,500   | 347,400   | 376,400   | 422,600   | 458,500   |
| 32   | 186,100   | 238,300   | 276,800   | 321,600   | 349,200   | 378,000   | 423,800   | 459,200   |
| 33   | 187,700   | 239,600   | 278,500   | 323,100   | 351,100   | 379,800   | 425,000   | 459,900   |
| 34   | 189,200   | 241,000   | 280,400   | 325,100   | 352,900   | 381,200   | 426,300   | 460,700   |
| 35   | 190,700   | 242,300   | 282,200   | 327,100   | 354,700   | 382,700   | 427,600   | 461,400   |
| 36   | 192,200   | 243,600   | 284,100   | 329,200   | 356,400   | 384,300   | 428,800   | 462,000   |
| 37   | 193,500   | 244,600   | 285,800   | 331,100   | 357,800   | 385,700   | 430,000   | 462,500   |

|    |         |         |         |         |         |         |         |         |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 38 | 194,800 | 246,100 | 287,500 | 333,000 | 359,100 | 386,900 | 430,800 | 463,100 |
| 39 | 196,100 | 247,700 | 289,300 | 335,000 | 360,500 | 388,100 | 431,600 | 463,700 |
| 40 | 197,400 | 249,200 | 291,100 | 336,900 | 361,900 | 389,200 | 432,400 | 464,300 |
| 41 | 198,700 | 250,600 | 292,800 | 338,800 | 363,200 | 390,300 | 433,000 | 464,800 |
| 42 | 200,000 | 252,000 | 294,500 | 340,700 | 364,100 | 391,500 | 433,700 | 465,300 |
| 43 | 201,300 | 253,400 | 296,200 | 342,500 | 365,200 | 392,700 | 434,400 | 465,700 |
| 44 | 202,600 | 254,800 | 297,800 | 344,400 | 366,300 | 393,800 | 435,100 | 466,000 |
| 45 | 203,800 | 256,000 | 299,500 | 345,900 | 367,100 | 394,500 | 435,900 | 466,300 |
| 46 | 205,100 | 257,300 | 301,200 | 347,300 | 368,000 | 395,200 | 436,700 |         |
| 47 | 206,400 | 258,700 | 302,800 | 348,800 | 368,900 | 395,900 | 437,100 |         |
| 48 | 207,700 | 260,100 | 304,500 | 350,300 | 369,800 | 396,600 | 437,800 |         |
| 49 | 208,800 | 261,400 | 305,700 | 351,900 | 370,700 | 397,200 | 438,300 |         |
| 50 | 209,900 | 262,500 | 307,200 | 352,700 | 371,500 | 397,800 | 438,700 |         |
| 51 | 211,000 | 263,800 | 308,800 | 353,900 | 372,300 | 398,300 | 439,100 |         |
| 52 | 212,100 | 265,100 | 310,400 | 354,900 | 373,100 | 398,700 | 439,500 |         |
| 53 | 213,300 | 266,200 | 312,000 | 355,800 | 373,800 | 399,100 | 439,900 |         |
| 54 | 214,300 | 267,300 | 313,600 | 356,900 | 374,500 | 399,400 | 440,300 |         |
| 55 | 215,300 | 268,600 | 315,200 | 357,800 | 375,200 | 399,700 | 440,700 |         |
| 56 | 216,300 | 269,900 | 316,700 | 358,900 | 375,900 | 400,000 | 441,000 |         |
| 57 | 217,100 | 271,000 | 318,200 | 359,800 | 376,400 | 400,300 | 441,300 |         |
| 58 | 218,100 | 272,000 | 319,400 | 360,500 | 377,000 | 400,600 | 441,700 |         |
| 59 | 219,000 | 273,100 | 320,600 | 361,200 | 377,600 | 400,900 | 442,000 |         |
| 60 | 220,000 | 274,200 | 321,800 | 361,900 | 378,300 | 401,200 | 442,300 |         |
| 61 | 220,800 | 275,400 | 322,500 | 362,300 | 378,700 | 401,500 | 442,600 |         |
| 62 | 221,800 | 276,400 | 323,400 | 362,900 | 379,400 | 401,800 |         |         |
| 63 | 222,800 | 277,300 | 324,200 | 363,600 | 380,000 | 402,100 |         |         |
| 64 | 223,800 | 278,300 | 325,000 | 364,300 | 380,600 | 402,400 |         |         |
| 65 | 224,500 | 279,100 | 325,900 | 364,600 | 381,000 | 402,700 |         |         |
| 66 | 225,500 | 280,000 | 326,300 | 365,300 | 381,600 | 403,000 |         |         |
| 67 | 226,500 | 280,800 | 327,000 | 366,000 | 382,200 | 403,300 |         |         |
| 68 | 227,600 | 281,700 | 327,800 | 366,700 | 382,800 | 403,600 |         |         |
| 69 | 228,400 | 282,700 | 328,600 | 367,000 | 383,200 | 403,800 |         |         |
| 70 | 229,200 | 283,500 | 329,300 | 367,600 | 383,700 | 404,100 |         |         |
| 71 | 230,000 | 284,300 | 330,000 | 368,300 | 384,200 | 404,400 |         |         |
| 72 | 230,800 | 285,100 | 330,700 | 368,900 | 384,800 | 404,700 |         |         |
| 73 | 231,600 | 285,900 | 331,200 | 369,200 | 385,100 | 404,900 |         |         |
| 74 | 232,300 | 286,400 | 331,800 | 369,800 | 385,500 | 405,200 |         |         |
| 75 | 233,000 | 286,800 | 332,300 | 370,500 | 385,900 | 405,500 |         |         |
| 76 | 233,700 | 287,300 | 332,900 | 371,100 | 386,300 | 405,700 |         |         |
| 77 | 234,400 | 287,400 | 333,200 | 371,500 | 386,600 | 405,900 |         |         |
| 78 | 235,200 | 287,800 | 333,700 | 372,000 | 386,900 | 406,200 |         |         |

|     |         |         |         |         |         |         |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 79  | 236,000 | 288,000 | 334,100 | 372,600 | 387,200 | 406,500 |
| 80  | 236,800 | 288,400 | 334,600 | 373,100 | 387,500 | 406,700 |
| 81  | 237,500 | 288,600 | 335,000 | 373,600 | 387,700 | 406,900 |
| 82  | 238,200 | 288,800 | 335,500 | 374,200 | 388,000 | 407,200 |
| 83  | 238,900 | 289,200 | 336,000 | 374,700 | 388,300 | 407,500 |
| 84  | 239,600 | 289,500 | 336,500 | 375,000 | 388,500 | 407,700 |
| 85  | 240,300 | 289,800 | 336,800 | 375,400 | 388,700 | 407,900 |
| 86  | 241,000 | 290,100 | 337,200 | 375,900 | 389,000 |         |
| 87  | 241,700 | 290,400 | 337,700 | 376,300 | 389,300 |         |
| 88  | 242,400 | 290,800 | 338,100 | 376,700 | 389,500 |         |
| 89  | 243,100 | 291,100 | 338,400 | 377,100 | 389,700 |         |
| 90  | 243,600 | 291,500 | 338,800 | 377,600 | 390,000 |         |
| 91  | 244,100 | 291,800 | 339,300 | 378,000 | 390,300 |         |
| 92  | 244,600 | 292,200 | 339,700 | 378,400 | 390,500 |         |
| 93  | 244,900 | 292,300 | 339,900 | 378,700 | 390,700 |         |
| 94  |         | 292,500 | 340,300 |         |         |         |
| 95  |         | 292,900 | 340,800 |         |         |         |
| 96  |         | 293,300 | 341,200 |         |         |         |
| 97  |         | 293,500 | 341,300 |         |         |         |
| 98  |         | 293,800 | 341,800 |         |         |         |
| 99  |         | 294,200 | 342,200 |         |         |         |
| 100 |         | 294,600 | 342,500 |         |         |         |
| 101 |         | 294,800 | 342,800 |         |         |         |
| 102 |         | 295,100 | 343,200 |         |         |         |
| 103 |         | 295,500 | 343,600 |         |         |         |
| 104 |         | 295,800 | 344,000 |         |         |         |
| 105 |         | 296,000 | 344,500 |         |         |         |
| 106 |         | 296,300 | 344,900 |         |         |         |
| 107 |         | 296,700 | 345,300 |         |         |         |
| 108 |         | 297,000 | 345,700 |         |         |         |
| 109 |         | 297,200 | 346,200 |         |         |         |
| 110 |         | 297,600 | 346,600 |         |         |         |
| 111 |         | 298,000 | 346,900 |         |         |         |
| 112 |         | 298,300 | 347,200 |         |         |         |
| 113 |         | 298,400 | 347,700 |         |         |         |
| 114 |         | 298,700 |         |         |         |         |
| 115 |         | 299,000 |         |         |         |         |
| 116 |         | 299,400 |         |         |         |         |
| 117 |         | 299,600 |         |         |         |         |
| 118 |         | 299,800 |         |         |         |         |
| 119 |         | 300,100 |         |         |         |         |

|     |         |  |  |  |  |  |
|-----|---------|--|--|--|--|--|
| 120 | 300,400 |  |  |  |  |  |
| 121 | 300,800 |  |  |  |  |  |
| 122 | 301,000 |  |  |  |  |  |
| 123 | 301,300 |  |  |  |  |  |
| 124 | 301,600 |  |  |  |  |  |
| 125 | 301,900 |  |  |  |  |  |

(倉吉市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 倉吉市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和44年倉吉市条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「移動後項」という。)が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>(非常勤職員の報酬及び費用弁償)</p> <p>第16条 常勤を要しない職員(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び地方公務員法第28条の5第1項の規定により採用された職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。))を除く。)については、任命権者は常勤職員との均衡を考慮し、予算の範囲内で報酬を支給するものとする。</p> <p><u>2 前項の常勤を要しない職員については、通勤に要する費用及び公務のための旅行に要する費用を弁償する。</u></p> <p><u>3 前項の通勤に要する費用の支給等については、第4条に規定する通勤手当の支給の例による。</u></p> <p><u>4 第2項の公務のための旅行に要する費用の支給等については、倉吉市職員の旅費に関する条例(昭和28年倉吉市条例第32号)に定めるところによる。</u></p> <p><u>5 第1項の常勤を要しない職員には他の条例に別段の定めがない限り、同項の報酬及び第2項の費用弁償を除くほか他のいかなる給与も支給しない。</u></p> <p>(育児休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第18条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。</p> | <p>(非常勤職員の給与)</p> <p>第16条 常勤を要しない職員(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び地方公務員法第28条の5第1項の規定により採用された職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。))を除く。)については、任命権者は常勤職員との均衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給するものとする。</p> <p><u>2 前項の常勤を要しない職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前項の給与を除くほか他のいかなる給与も支給しない。</u></p> <p>(育児休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第18条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。</p> |

(倉吉市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 倉吉市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年倉吉市条例第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第13条 第4条の規定に基づき管理者が指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として管理者が定める職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。)又は休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、<u>管理職員特別勤務手当を支給する。</u></p>       | <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第13条 第4条の規定に基づき管理者が指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として管理者が定める職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。)又は<u>国民の祝日に関する法律に規定する休日若しくは年末年始等で規程で定める日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</u></p> |
| <p>2 <u>前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</u></p>  |   |
| <p>(非常勤職員の報酬及び費用弁償)</p> <p>第21条 常勤を要しない職員(地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び地方公務員法第28条の5第1項の規定により採用された職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。))を除く。)については、任命権者は常勤職員との均衡を考慮し、<u>予算の範囲内で報酬を支給するものとする。</u></p> | <p>(非常勤職員の給与)</p> <p>第21条 常勤を要しない職員(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び地方公務員法第28条の5第1項の規定により採用された職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。))を除く。)については、任命権者は常勤職員との均衡を考慮し、<u>予算の範囲内で給与を支給するものとする。</u></p>  |
| <p>2 <u>前項の常勤を要しない職員については、通勤に要する費用及び公務のための旅行に要する費用を弁償する。</u></p>  |   |
| <p>3 <u>前項の通勤に要する費用の支給等については、第6条に規定する通勤手当の支給の例による。</u></p>  |   |
| <p>4 <u>第2項の公務のための旅行に要する費用の支給等については、倉吉市職員の旅費に関する条例(昭和28年倉吉市条例第32号)に定めるところによる。</u></p>   |   |
| <p>5 <u>第1項の常勤を要しない職員には他の条例に別段の定めがない限り、同項の報酬及び第2項の費用弁償を除くほか他のいかなる給与も支給しない。</u></p>  |   |

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定中附則第11項の改正は、公布の日から施行する。

(切替日前の異動者の号級の調整)

2 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(第1条の規定による改正前の倉吉市職員の給与に関する条例附則第11項の規定の適用を受けていた職員にあっては、同項第1号の規定により得られた給料月額)に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

6 平成30年3月31日までの間、切替日の前日から引き続き在職する再任用短時間勤務職員に係る第1条の規定による改正後の倉吉市職員の給与に関する条例第4条の2第2項の適用については、「185,400円」とあるのは、「185,800円」とする。

(平成30年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例)

7 切替日から平成30年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

|              |         |                          |
|--------------|---------|--------------------------|
| 第10条の3第2項第1号 | 100分の20 | 100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合 |
| 第10条の3第2項第2号 | 100分の16 | 100分の16を超えない範囲内で規則で定める割合 |
| 第10条の3第2項第3号 | 100分の15 | 100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合 |
| 第10条の3第2項第4号 | 100分の12 | 100分の12を超えない範囲内で規則で定める割合 |
| 第10条の3第2項第5号 | 100分の10 | 100分の10を超えない範囲内で規則で定める割合 |
| 第10条の3第2項第6号 | 100分の6  | 100分の6を超えない範囲内で規則で定める割合  |
| 第10条の3第2項第7号 | 100分の3  | 100分の3を超えない範囲内で規則で定める割合  |
| 第11条の2第2項    | 30,000円 | 30,000円を超えない範囲内で規則で定める額  |

(規則への委任)

8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。



議案第27号

倉吉市職員退職手当支給条例の一部改正について

次のとおり倉吉市職員退職手当支給条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成27年3月2日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

倉吉市職員退職手当支給条例（昭和29年倉吉市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）<br/>第3条 略<br/>2 前項に規定する者のうち、傷病（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。<u>この項、次条第2項並びに第5条第1項第4号及び第2項</u>において同じ。）又は死亡によらず、かつ、第8条の3第10項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者（第12条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第6条の4第4項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。<br/>(1)～(3) 略</p> | <p>（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）<br/>第3条 略<br/>2 前項に規定する者のうち、傷病（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。<u>次条第2項及び第5条</u>において同じ。）又は死亡によらず、かつ、第8条の3第10項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者（第12条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第6条の4第4項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。<br/>(1)～(3) 略</p> |
| <p>（退職手当の調整額）<br/>第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。）第6条</p>  | <p>（退職手当の調整額）<br/>第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。）第6条</p>  |

に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規定において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとする）と定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。）、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 59,550円
- (2) 第2号区分 54,150円
- (3) 第3号区分 43,350円
- (4) 第4号区分 32,500円
- (5) 第5号区分 27,100円
- (6) 第6号区分 21,700円
- (7) 第7号区分 0円

2及び3 略

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(2) 略

(3) 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(4) 略

5 略

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

第8条の3 略

に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規定において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとする）と定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。）、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 45,850円
- (2) 第2号区分 41,700円
- (3) 第3号区分 33,350円
- (4) 第4号区分 25,000円
- (5) 第5号区分 20,850円
- (6) 第6号区分 16,700円
- (7) 第7号区分 0円

2及び3 略

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が5年以上24年以下のもの第1項第1号から第5号まで又は第7号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第6号に掲げる職員の区分にあつては0として、同項の規定を適用して計算した額

(2) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(3) 略

(4) 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(5) 略

5 略

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

第8条の3 略

|  |  |
|--|--|
| <p>2～7 略</p> <p>8 次に掲げる職員以外の職員は、規則で定めるところにより、募集の期間中いつでも応募をし、第15項第3号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。<u>第10項第2号において同じ。</u>）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者</p> <p>9 略</p> <p>10 任命権者は、応募をした職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下この条において単に「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2項第3号に規定する募集をする人数を超える場合であって、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、任命権者は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。</p> <p>(1) <u>応募が募集実施要項又は第8項の規定に適合しない場合</u></p> <p>(2) 応募者が応募をした後地方公務員法第29条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>11～13 略</p> <p>14 認定応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分及び故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。</p> <p>(5) 略</p> <p>15 略</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期</p> | <p>2～7 略</p> <p>8 次に掲げる職員以外の職員は、規則で定めるところにより、募集の期間中いつでも応募をし、第15項第3号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者</p> <p>9 略</p> <p>10 任命権者は、応募をした職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下この条において単に「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2項第3号に規定する募集をする人数を超える場合であって、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、任命権者は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。</p> <p>(1) <u>応募者が募集実施要項又は第8項の規定に適合しない場合</u></p> <p>(2) 応募者が応募をした後地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（<u>第8項第4号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。</u>）又はこれに準ずる処分を受けた場合</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>11～13 略</p> <p>14 認定応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分及び<u>第8項第4号に規定する</u>故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。</p> <p>(5) 略</p> <p>15 略</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条</p> <p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期</p> |
|--|--|

間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務した者に限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。

(1)及び(2) 略

3～17 略

#### 附 則

1～6 略

7 平成15年9月30日に日本鉄道建設公団（以下「公団」という。）の職員として在職する者（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）附則第18条の規定による改正前の日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号。以下「旧債務等処理法」という。）附則第11条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法（昭和61年法律第93号）第36条第1項の規定の適用を受けた者であつて、旧債務等処理法附則第2条の規定による日本国有鉄道清算事業団（以下「事業団」という。）の解散の際現にその職員として在職し、かつ、引き続き公団の職員となったものに限る。）が、引き続き独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）の職員となり、かつ、引き続き機構の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の日本国有鉄道の職員としての在職期間、事業団の職員としての在職期間、公団の職員としての在職期間及び機構の職員としての在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が事業団、公団又は機構を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

8 略

9 旧機関の職員が、引き続き職員となり、かつ、職員として在職した後引き続き国立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員とし

間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務した者に限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除く。

(1)及び(2) 略

3～17 略

#### 附 則

1～6 略

7 平成15年9月30日に日本鉄道建設公団（以下「公団」という。）の職員として在職する者（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）附則第18条の規定による改正前の日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号。以下「旧債務等処理法」という。）附則第25条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法（昭和61年法律第93号）第36条第1項の規定の適用を受けた者であつて、旧債務等処理法附則第2条第1項の規定による日本国有鉄道清算事業団（以下「事業団」という。）の解散の際現にその職員として在職し、かつ、引き続き公団の職員となったものに限る。）が、引き続き独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）の職員となり、かつ、引き続き機構の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の日本国有鉄道の職員としての在職期間、事業団の職員としての在職期間、公団の職員としての在職期間及び機構の職員としての在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が事業団、公団又は機構を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

8 略

9 旧機関の職員が、第7条第6項に規定する事由によって引き続き職員となり、かつ、引き続き職員として在職した後引き続き国立大学法人

|   |   |
|---|---|
| <p>ての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）<u>第50条の10第2項</u>に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。</p> <p>10 略</p> | <p>等の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）<u>第63条第2項</u>に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。</p> <p>10 略</p> |
|---|---|

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第28号

倉吉市特別会計条例の一部改正について

次のとおり倉吉市特別会計条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成27年3月2日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市特別会計条例の一部を改正する条例

倉吉市特別会計条例（昭和39年倉吉市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削る。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第209条第2項の規定に基づき、次に掲げる事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため特別会計を設置する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7)</u> 略</p> <p><u>(8)</u> 略</p> <p><u>(9)</u> 略</p> <p><u>(10)</u> 略</p> <p><u>(11)</u> 略</p> <p><u>(12)</u> 略</p> <p><u>(13)</u> 略</p> <p><u>(14)</u> 略</p> <p><u>(15)</u> 略</p> | <p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第209条第2項の規定に基づき、次に掲げる事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため特別会計を設置する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7)</u> <u>高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業会計</u></p> <p><u>(8)</u> 略</p> <p><u>(9)</u> 略</p> <p><u>(10)</u> 略</p> <p><u>(11)</u> 略</p> <p><u>(12)</u> 略</p> <p><u>(13)</u> 略</p> <p><u>(14)</u> 略</p> <p><u>(15)</u> 略</p> <p><u>(16)</u> 略</p> |

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。



議案第29号

倉吉市文化基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について

次のとおり倉吉市文化基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成27年3月2日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市文化基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

倉吉市文化基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和47年倉吉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに削除条項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>倉吉市文化基金条例</p> <p>(設置)</p> <p><u>第1条</u> 市内の文化財保護並びに文化施設の整備及び建設並びに市民の文化芸術の振興を図るための事業に要する経費に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、倉吉市文化基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(基金の額)</p> <p><u>第2条</u> 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。</p> <p>(管理)</p> <p><u>第3条</u> 略</p> <p><u>2</u> 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実に有利な有価証券に代えることができる。</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p><u>第4条</u> 略</p> | <p>倉吉市文化基金の設置、管理及び処分に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p><u>第1条</u> この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、倉吉市文化基金の設置、管理及び処分について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(設置)</p> <p><u>第2条</u> 倉吉市内の文化財保護並びに文化施設の整備及び建設資金に充てるため、倉吉市文化基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(基金の額)</p> <p><u>第3条</u> 基金の額は、110万円とする。</p> <p><u>2</u> 必要があるときは、予算の定めるところにより、基金の額を増額することができる。</p> <p><u>3</u> 前項の規定により増額が行われたときは、基金の額は増加額相当額増加するものとする。</p> <p>(管理)</p> <p><u>第4条</u> 略</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p><u>第5条</u> 略</p> |

|  |   |
|--|---|
| <p><u>(繰替運用)</u><br/> <u>第5条</u> 市長は、財政上必要があると認めるときは、<u>確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</u></p> | <p><u>(処分)</u><br/> <u>第6条</u> 基金は、文化財の保護並びに文化施設の整備及び建設に必要があるときは、その全部又は一部を処分することができる。</p> |
| <p><u>(委任)</u><br/> <u>第6条</u> この条例に定めるもののほか、基金の管理に<u>関し必要な事項は、市長が別に定める。</u></p>                                   | <p><u>(委任)</u><br/> <u>第7条</u> この条例に定めるもののほか、基金の管理に<u>関し必要な事項は、市長が定める。</u></p>            |

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。



議案第30号

倉吉市手数料条例の一部改正について

次のとおり倉吉市手数料条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成27年3月2日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 倉吉市手数料条例（平成12年倉吉市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

| 改正後         |  |                    |   | 改正前               |                    |  |                   |
|-------------|--|--------------------|---|-------------------|--------------------|--|-------------------|
| 別表第2（第2条関係） |  |                    |   | 別表第2（第2条関係）       |                    |  |                   |
| 手数料を徴収する事務  | 手数料の名称   | 手数料の額              |   | 手数料を徴収する事務        | 手数料の名称             | 手数料の額  |                   |
| 1～49 略      |  |                    |   | 1～49 略            |                    |  |                   |
| 50          | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査又は長期優良住宅法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（長期優良住宅法第9条第1項によるものを除く。） | 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料 | 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する住宅性能評価書（以下「住宅性能評価書」という。）及び同項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）が交付する長期優良住宅法第6条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類（以下「長期優良基準適合証」という。）の添付がない長期優良住宅建築等計画 |                   | 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料 | 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）が交付する長期優良住宅法第6条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類（以下「長期優良基準適合証」という。）の添付がない長期優良住宅建築等計画 |                   |
|             |  |                    | 一戸建ての住宅に係る  | 1件につき<br>49,000円  |                    | 一戸建ての住宅に係る   | 1件につき<br>49,000円  |
|             |  |                    | 一戸建てを除外するもの   | 1件につき<br>99,000円  |                    | 一戸建てを除外するもの  | 1件につき<br>99,000円  |
|             |  |                    | 一戸建てを除外するもの   | 1件につき<br>159,000円 |                    | 一戸建てを除外するもの  | 1件につき<br>159,000円 |
|             |  |                    | 長期  |                   |                    |  | 長期                |
|             |  |                    | 1,000㎡以内のもの   |                   |                    |  | 1,000㎡以内のもの       |
|             |  |                    | 長期  |                   |                    |  | 長期                |
|             |  |                    | 1,000㎡  |                   |                    |  | 1,000㎡            |
|             |  |                    | 314,000   |                   |                    |  | 314,000           |

|                          |   |                              |
|--------------------------|---|------------------------------|
| 優良住宅                     | を 超 え<br>3,000 m <sup>2</sup><br>以内のも<br>の  | 円                            |
| 建築等計画                    | 床面積の<br>合計が<br>3,000 m <sup>2</sup><br>を 超 え<br>5,000 m <sup>2</sup><br>以内のも<br>の   | 1 件に<br>つき<br>563,000<br>円   |
|                          | 床面積の<br>合計が<br>5,000 m <sup>2</sup><br>を 超 え<br>10,000 m <sup>2</sup><br>以内のも<br>の  | 1 件に<br>つき<br>968,000<br>円   |
|                          | 床面積の<br>合計が<br>10,000 m <sup>2</sup><br>を 超 え<br>20,000 m <sup>2</sup><br>以内のも<br>の | 1 件に<br>つき<br>1,791,0<br>00円 |
|                          | 床面積の<br>合計が<br>20,000 m <sup>2</sup><br>を 超 え<br>30,000 m <sup>2</sup><br>以内のも<br>の | 1 件に<br>つき<br>2,559,0<br>00円 |
|                          | 床面積の<br>合計が<br>30,000 m <sup>2</sup><br>を 超 える<br>もの                                | 1 件に<br>つき<br>3,135,0<br>00円 |
| 住宅性能評価書の添付がある長期優良住宅建築等計画 |   |                              |
| 一戸建ての住宅に係る長期優良住宅建築等計画    |   | 1 件に<br>つき<br>19,000円        |
| 一戸建て                     | 床面積の<br>合計が<br>500m <sup>2</sup> 以<br>内のもの  | 1 件に<br>つき<br>40,000円        |

|       |   |                              |
|-------|---|------------------------------|
| 優良住宅  | を 超 え<br>3,000 m <sup>2</sup><br>以内のも<br>の  | 円                            |
| 建築等計画 | 床面積の<br>合計が<br>3,000 m <sup>2</sup><br>を 超 え<br>5,000 m <sup>2</sup><br>以内のも<br>の   | 1 件につ<br>き<br>563,000<br>円   |
|       | 床面積の<br>合計が<br>5,000 m <sup>2</sup><br>を 超 え<br>10,000 m <sup>2</sup><br>以内のも<br>の  | 1 件につ<br>き<br>968,000<br>円   |
|       | 床面積の<br>合計が<br>10,000 m <sup>2</sup><br>を 超 え<br>20,000 m <sup>2</sup><br>以内のも<br>の | 1 件につ<br>き<br>1,791,00<br>0円 |
|       | 床面積の<br>合計が<br>20,000 m <sup>2</sup><br>を 超 え<br>30,000 m <sup>2</sup><br>以内のも<br>の | 1 件につ<br>き<br>2,559,00<br>0円 |
|       | 床面積の<br>合計が<br>30,000 m <sup>2</sup><br>を 超 える<br>もの                                | 1 件につ<br>き<br>3,135,00<br>0円 |
|       |   |                              |

|                     |                               |                     |
|---------------------|-------------------------------|---------------------|
| を除く住宅に係る長期優良住宅建築等計画 | 床面積の合計が500㎡を超え1,000㎡以内のもの     | 1件につき<br>64,000円    |
|                     | 床面積の合計が1,000㎡を超え3,000㎡以内のもの   | 1件につき<br>118,000円   |
|                     | 床面積の合計が3,000㎡を超え5,000㎡以内のもの   | 1件につき<br>207,000円   |
|                     | 床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの  | 1件につき<br>341,000円   |
|                     | 床面積の合計が10,000㎡を超え20,000㎡以内のもの | 1件につき<br>631,000円   |
|                     | 床面積の合計が20,000㎡を超え30,000㎡以内のもの | 1件につき<br>882,000円   |
|                     | 床面積の合計が30,000㎡を超えるもの          | 1件につき<br>1,067,000円 |

略

51～58 略

備考

略

51～58 略

備考



第2条 倉吉市手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削る。

| 改正後         |        |       |  | 改正前         |                                  |  |   |
|-------------|--------|-------|--|-------------|----------------------------------|--|---|
| 別表第2（第2条関係） |        |       |  | 別表第2（第2条関係） |                                  |  |   |
| 手数料を徴収する事務  | 手数料の名称 | 手数料の額 |  | 手数料を徴収する事務  | 手数料の名称                           | 手数料の額  |   |
| 1           | 略      |       |  | 1           | 略                                |  |   |
| 2           | 削除     |       |  | 2           | 法第6条第5項又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定 | 構造計算適合性判定手数料   | 構造計算が国土交通大臣の認定を受けたプログラムを使用する方法により行われた確認申請建築物1棟につき |
|             |        |       |  |             |                                  | 200㎡以内のもの  | 140,000円  |
|             |        |       |  |             |                                  | 200㎡を超え500㎡以内のもの                                       | 152,000円  |
|             |        |       |  |             |                                  | 500㎡を超え1,000㎡以内のもの                                     | 163,000円  |
|             |        |       |  |             |                                  | 1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの                                   | 175,000円  |
|             |        |       |  |             |                                  | 2,000㎡を超え10,000㎡以内のもの                                  | 191,000円  |
|             |        |       |  |             |                                  | 10,000㎡を超え50,000㎡以内のもの                                 | 240,000円  |
|             |        |       |  |             |                                  | 50,000㎡を超えるもの  | 361,000円  |
|             |        |       |  |             |                                  | 構造計算が国土交通大臣の認定を受けたプログラムを使用する方法以外の方法により行われた確認申請建築物1棟につき |   |

|                        |          |
|------------------------|----------|
| 200㎡以内のもの              | 169,000円 |
| 200㎡を超え500㎡以内のもの       | 192,000円 |
| 500㎡を超え1,000㎡以内のもの     | 220,000円 |
| 1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの   | 240,000円 |
| 2,000㎡を超え10,000㎡以内のもの  | 290,000円 |
| 10,000㎡を超え50,000㎡以内のもの | 358,000円 |
| 50,000㎡を超えるもの          | 605,000円 |

3～9 略

|    |  |                                 |                   |
|----|--|---------------------------------|-------------------|
| 10 | 法第7条の6第1項第1号又は第2号(法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく認定の申請に対する審査 | 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料 | 認定申請1件につき120,000円 |
|----|--|---------------------------------|-------------------|

11～50 略

|    |  |                          |                                    |
|----|--|--------------------------|------------------------------------|
| 51 | 長期優良住宅法第6条第2項(長期優良住宅法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に | 長期優良住宅建築等計画認定及び建築確認申請手数料 | 50の項に規定する手数料の額に1の項に規定する手数料の額を加算した額 |
|----|--|--------------------------|------------------------------------|

3～9 略

|    |   |                                 |                   |
|----|---|---------------------------------|-------------------|
| 10 | 法第7条の6第1項第1号(法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の承認の申請に対する審査 | 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料 | 承認申請1件につき120,000円 |
|----|---|---------------------------------|-------------------|

11～50 略

|    |  |                          |                                    |
|----|--|--------------------------|------------------------------------|
| 51 | 長期優良住宅法第6条第2項(長期優良住宅法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に | 長期優良住宅建築等計画認定及び建築確認申請手数料 | 50の項に規定する手数料の額に1の項に規定する手数料の額を加算した額 |
|----|--|--------------------------|------------------------------------|



|    |  |                              |  |    |   |                              |  |
|----|--|------------------------------|--|----|---|------------------------------|--|
|    |  |                              | 用部分の床面積」とあるのは「変更後の共用部分（増加する共用部分を除く。）の床面積に2分の1を乗じて得た面積に、増加し、又は減少する共用部分の床面積を加えた面積」と、「非住宅部分の床面積」とあるのは「変更後の非住宅部分（増加する非住宅部分を除く。）の床面積に2分の1を乗じて得た面積に、増加し、又は減少する非住宅部分の床面積を加えた面積」と読み替えて適用する同項に規定する手数料の額を加算した額 |    |   |                              | 用部分の床面積」とあるのは「変更後の共用部分（増加する共用部分を除く。）の床面積に2分の1を乗じて得た面積に、増加し、又は減少する共用部分の床面積を加えた面積」と、「非住宅部分の床面積」とあるのは「変更後の非住宅部分（増加する非住宅部分を除く。）の床面積に2分の1を乗じて得た面積に、増加し、又は減少する非住宅部分の床面積を加えた面積」と読み替えて適用する同項に規定する手数料の額を加算した額 |
| 56 | 低炭素化促進法第54条第2項（低炭素化促進法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出に基づく低炭素建築物の新築等計画の認定の審査 | 低炭素建築物新築等計画（変更）認定及び建築確認申請手数料 | 54の項又は55の項に規定する手数料の額に1の項に規定する手数料の額を加算した額   | 57 | 低炭素化促進法第54条第2項（低炭素化促進法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出に基づく低炭素建築物の新築等計画の認定の審査（法第6条第5項又は第18条第4項の規定に準じた構造計算適合性判定を行わない場合に限る。） | 低炭素建築物新築等計画（変更）認定及び建築確認申請手数料 | 55の項又は56の項に規定する手数料の額に1の項に規定する手数料の額を加算した額   |
|    |  |                              |  | 58 | 低炭素化促進法第54条第2項（低炭素化促進法第55条第2項において   | 低炭素建築物新築等計画（変更）認             | 55の項又は56の項に規定する手数料の額に1の項及び2の項に規定する手数料の額を加算した額  |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>準用する場合を含む。) 定、建築確認申請手続に基づく建築物の新築等計画の認定の申請に対する審査(法第6条第5項又は第18条第4項の規定に準じた構造計算適合性判定を行う場合に限る。)</p>   |
| <p>備考</p> <p>1 1の項に規定する床面積の合計は、次に掲げる面積に基づき算定する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>2</u> 略</p> | <p>備考</p> <p>1 1の項及び2の項に規定する床面積の合計は、次に掲げる面積に基づき算定する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 <u>2の項の床面積の合計は、建築物1棟ごとの床面積の合計とする。この場合において、建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。</u></p> <p><u>3</u> 略</p> |

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成27年6月1日から施行する。



議案第31号

倉吉市行政財産使用料条例の一部改正について

次のとおり倉吉市行政財産使用料条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成27年3月2日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

倉吉市行政財産使用料条例（昭和39年倉吉市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

| 改正後  |           |   | 改正前             |           |   |
|--|-----------|---|-----------------|-----------|---|
| 別表（第2条関係）  |           |   | 別表（第2条関係）       |           |   |
| 使用の区分  | 単位        | 使用料   | 使用の区分           | 単位        | 使用料   |
| 略  | 1年に       | 略   | 略               | 1年に       | 略   |
| 上記以外の土地を使用させる場合  | つき        | 使用させる土地の前年分の相続税課税標準価格に100分の4を乗じて得た額   | 上記以外の土地を使用させる場合 | つき        | 使用させる土地の前年分の相続税課税標準価格に100分の4を乗じて得た額   |
| 建物を太陽光発電設備による発電のために使用させる場合   | 1年に<br>つき | 次の式により計算して得た額<br><br>調達価格×太陽電池容量の合計(キロワット)×1,000×使用料係数  |                 | 1年に<br>つき |   |
| 建物を使用させる場合（太陽光発電設備による発電のために使用させる場合を除く。）  |           | 次の各号に掲げる額の合計額<br>1 使用させる建物の価格に100分の12を乗じて得た額<br>2 使用させる建物の敷地の前年分の相続税課税標準価格に100分の4を乗じて得た額（使用させる建物の敷地が借地の場合は、借地料に相当する額） | 建物を使用させる場合      |           | 次の各号に掲げる額の合計額<br>1 使用させる建物の価格に100分の12を乗じて得た額<br>2 使用させる建物の敷地の前年分の相続税課税標準価格に100分の4を乗じて得た額（使用させる建物の敷地が借地の場合は、借地料に相当する額） |
| 備考   |           |   | 備考              |           |   |
| 1 「調達価格」とは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第3条第1項に規定する調達価格のうち、使用者に適用されるものをいう。 |           |   |                 |           |   |
| 2 「太陽電池容量の合計」とは、使用者が設置する太陽光発電設備に係る太陽   |           |   |                 |           |   |



電池容量（日本工業規格C8952に規定するものをいう。）の合計をいう。

3 「使用料係数」とは、太陽光発電設備の設置に係る建物の使用者の公募において、使用者となった者が提示した値をいう。

4 略

5 略

6 略

1 略

2 略

3 略

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。



議案第32号

倉吉市公共施設等における放置自動車の適正な処理に関する条例の制定について

次のとおり倉吉市公共施設等における放置自動車の適正な処理に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成27年3月2日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

## 倉吉市公共施設等における放置自動車の適正な処理に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、公共施設等における放置自動車の適正な処理に関し必要な事項を定めることにより、公共施設等の機能の保全及び地域的美観の維持を図り、もって本市における快適な生活環境の創造に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共施設等 市が所有し、又は管理する土地及び施設をいう。
- (2) 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。
- (3) 放置 正当な権原に基づき置くことを認められた場所以外の場所に相当期間置かれていることをいう。
- (4) 放置自動車 公共施設等に放置されている自動車をいう。
- (5) 所有者等 自動車の所有権、占有権若しくは使用权を有している者又は自動車を放置し、若しくは放置させた者をいう。
- (6) 専門業者等 自動車を販売し、又は整備する業者をいう。

### (放置の禁止)

第3条 何人も、公共施設等に自動車を放置し、若しくは放置させ、又はこれらの行為をしようとする者に協力してはならない。

### (調査等)

第4条 市長は、放置自動車を発見したときは、その職員に、当該放置自動車の撤去を促すために当該放置自動車に警告書を貼り付けさせるとともに、当該放置自動車の状況、所有者等その他の必要な事項を調査させ、関係機関への通報その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により放置自動車を調査させる場合において、車外からの調査では所有者等が判明しないときは、その職員に、同項の調査の目的を達成するために必要な最小限度において車内等の調査をさせることができる。この場合において、当該放置自動車が施錠されているときは、当該施錠を解除させることができる。

3 前2項の規定により調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

### (勧告)

第5条 市長は、前条第1項及び第2項の規定による調査の結果、放置自動車の所有者等が判明し、かつ、住所、居所その他連絡先（以下「住所等」という。）が明らかで連絡を取ることができる場合は、当該放置自動車の所有者等に対し、規則で定める期間内に当該放置自動車を撤去するよう勧告することができる。

### (命令)

第6条 市長は、前条の規定により勧告を受けた所有者等が当該勧告に従わないときは、規則で定める期間内に当該放置自動車を撤去するよう命ずることができる。

### (移動及び保管)

第7条 市長は、第4条第1項の規定により警告書を貼り付けた日から1月を経過している場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該放置自動車を移動し、及び保管することができる。

- (1) 放置自動車の所有者等が判明しないとき。
- (2) 放置自動車の所有者等が判明したにもかかわらず、住所等が不明で連絡を取ることができないとき。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、公共施設等の用途に著しく支障を生じさせ、又は生じさせるおそれがあり、緊急に当該放置自動車の撤去が必要と判断した場合には、当該放置自動車を移動し、及び保管することができる。

3 市長は、前2項の規定により放置自動車を移動し、及び保管した場合は、当該放置自動車が置かれていた場所又はその付近に、その旨及び当該放置自動車の引取りに関し必要な事項を表示しておくものとする。

4 市長は、第1項又は第2項の規定により放置自動車を移動し、及び保管した場合は、その旨及び規則で定める事項を告示するものとする。

(引取りの通知)

第8条 市長は、前条第1項又は第2項の規定により放置自動車を移動し、及び保管した場合で、当該放置自動車の所有者等が判明し、かつ、住所等が明らかで連絡を取ることができるときは、当該所有者等に対し、期限を定めて当該放置自動車を引き取るよう通知するものとする。

(廃物認定)

第9条 市長は、第7条第4項の規定による告示の日から1月を経過し、かつ、同条第1項各号のいずれかに該当する場合であって、当該保管放置自動車が、自動車としての本来の用に供することが困難であり、かつ、不要物であると認められる状態にあるときは、当該保管放置自動車を廃物として認定することができる。

2 市長は、前項の規定により放置自動車を廃物として認定しようとするときは、あらかじめ専門業者等に意見を求めなければならない。

3 市長は、第1項の規定により放置自動車を廃物として認定したときは、その旨及び当該廃物として認定された放置自動車を第11条第1項の規定により処分する旨並びに規則で定める事項を告示するものとする。

(廃物認定をしなかった放置自動車に対する措置)

第10条 市長は、放置自動車について前条第1項の認定をしなかったときは、次に掲げる事項及び規則で定める事項を告示するものとする。

(1) 当該廃物としての認定をしなかった放置自動車を直ちに引き取るべき旨

(2) 告示の日から3月を経過しても引取りがない場合には、当該告示に係る放置自動車を処分する旨

(処分)

第11条 市長は、第9条第3項の規定による告示の日から14日を経過してもなお当該告示に係る放置自動車の引取りがないときは、当該放置自動車を処分することができる。

2 市長は、前条の規定による告示の日から3月を経過してもなお当該告示に係る放置自動車の引取りがないときは、当該放置自動車を処分することができる。

(所有権の帰属)

第12条 第9条第3項の規定による告示の日から14日を経過してもなお当該告示に係る廃物として認定された放置自動車の引取りがないときは、当該放置自動車の所有権は、当該14日を経過した日において市に帰属するものとする。

2 第10条の規定による告示の日から3月を経過してもなお当該告示に係る廃物として認定しなかった放置自動車の引取りがないときは、当該放置自動車の所有権は、当該3月を経過した日において市に帰属するものとする。

(費用の請求)

第13条 市長は、放置自動車の所有者等が当該放置自動車を引き取ろうとするときは、当該放置自動車の所有者等に対し、当該放置自動車の移動及び保管に要した費用を請求することができる。

2 市長は、第11条の規定により放置自動車を処分したときは、当該放置自動車の所有者等に対し、当該放置自動車の移動及び保管並びに処分に要した費用を請求することができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第15条 第6条の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第33号

倉吉市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について

次のとおり倉吉市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成27年3月2日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく子どものための教育・保育に関する利用者負担額（以下「利用者負担額」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用者負担額)

第2条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額は、それぞれ当該規定の政令で定める額を限度として、規則で定める。

2 法附則第6条第4項に規定する額は、規則で定める。

(利用者負担額の減免)

第3条 市長は、災害その他の理由により特に必要があると認めるときは、利用者負担額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(倉吉市立保育所条例の一部改正)

2 倉吉市立保育所条例（昭和49年倉吉市条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。）を削る。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項の規定により、倉吉市立保育所の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(要保育児童以外の児童の取扱い)</p> <p>第3条 略</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第3項の規定により、倉吉市立保育所の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(要保育児童以外の児童の取扱い)</p> <p>第3条 略</p> |



(保育料等)

第4条 保育所において保育を行ったときは、保護者又は扶養義務者（以下「保護者等」という。）から、倉吉市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例（平成27年倉吉市条例第 号）に定める利用者負担額を保育料として徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、保護者等が市の区域外に居住する場合にあつては、当該保護者等から、当該保護者等が居住する市町村が定める当該保護者等に係る子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第2号に掲げる額（以下「保護者等負担額」という。）に相当する額を保育料として、当該市町村から、同項第1号に掲げる額から保護者等負担額を控除して得た額に相当する額を保育所の使用料として、それぞれ徴収する。

(委任)

第5条 略

(委任)

第4条 略



議案第34号

倉吉市高齢者介護予防及び生活支援事業手数料の徴収に関する条例の一部改正について

次のとおり倉吉市高齢者介護予防及び生活支援事業手数料の徴収に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成27年3月2日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市高齢者介護予防及び生活支援事業手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例

倉吉市高齢者介護予防及び生活支援事業手数料の徴収に関する条例（平成12年倉吉市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改正後          |                   | 改正前          |                   |
|--------------|-------------------|--------------|-------------------|
| 別表（第2条関係）    |                   | 別表（第2条関係）    |                   |
| 事業           | 手数料の額             | 事業           | 手数料の額             |
| 略            |                   | 略            |                   |
| 生活管理指導短期宿泊事業 | 1日につき <u>450円</u> | 生活管理指導短期宿泊事業 | 1日につき <u>380円</u> |
| 略            |                   | 略            |                   |

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前日に実施された事業の利用に係る手数料の額については、なお従前の例による。

議案第35号

倉吉市指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

次のとおり倉吉市指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成27年3月2日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

倉吉市指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年倉吉市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>地域密着型介護予防サービス事業者</u> <u>法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス事業者を行う者をいう。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)</p> <p>第3条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 <u>指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者は、その運営について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）と関係を有してはならない。</u></p> <p>(指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 法第78条の2第4項第1号に規定する条例で定める者及び法第115条の12第2項第1号に規定する条例で定める者は、法人とする。ただし、当該法人若しくはその役員又は当該法人の経営に実質的に参加している者が、<u>暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合を除く。</u></p> <p>(認知症対応型通所介護の基本方針)</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>地域密着型介護予防サービス事業者</u> <u>法第8条の2第14項に規定する地域密着型介護予防サービス事業者を行う者をいう。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)</p> <p>第3条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>第4条 略</p> <p>2 法第78条の2第4項第1号に規定する条例で定める者及び法第115条の12第2項第1号に規定する条例で定める者は、法人とする。ただし、当該法人又は当該法人の代表者その他の役員若しくは<u>指定地域密着型サービスを行う事業所又は指定地域密着型介護予防サービスを行う事業所の管理者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、若しくは暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合を除く。</u></p> <p>(認知症対応型通所介護の基本方針)</p> |

|   |   |
|---|---|
| <p>第7条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下この条、第9条、第15条及び第17条において同じ。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう<u>生活機能の維持又は向上を</u>目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p> | <p>第7条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下この条、第9条、第15条及び第17条において同じ。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p> |
| <p>（看護小規模多機能型居宅介護の基本方針）</p>   | <p>（複合型サービスの基本方針）</p>   |
| <p>第13条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（<u>介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。</u>）の事業は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第8条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。</p>  | <p>第13条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービスの事業は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第8条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。</p>  |

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。





議案第36号

倉吉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について

次のとおり倉吉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成27年3月2日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項第1号、第115条の22第2項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者の指定に係る申請者の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。）、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。）、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

5 指定介護予防支援事業者は、その運営について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）と関係を有してはならない。

(指定介護予防支援の事業者の指定に係る申請者の要件)

第3条 法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、当該法人若しくはその役員又は当該法人の経営に実質的に参加している者が、暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合を除く。

(指定介護予防支援の基本取扱方針)

第4条 指定介護予防支援は、利用者の介護予防（法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わな

なければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第5条 倉吉市指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）に定めるところによる。この場合において、指定介護予防支援等基準第28条第2項中「二年間」とあるのは、「5年間」とする。

(準用)

第6条 第2条及び第4条の規定は、基準該当介護予防支援（法第59条第1項第1号に規定する基準該当介護予防支援をいう。）の事業について準用する。

(基準該当介護予防支援の事業の人員及び運営並びに基準該当介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第7条 倉吉市基準該当介護予防支援の事業の人員及び運営並びに基準該当介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、指定介護予防支援等基準に定めるところによる。この場合において、指定介護予防支援等基準第32条において準用する第28条第2項中「二年間」とあるのは、「5年間」とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。



議案第37号

倉吉市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例の制定について

次のとおり倉吉市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成27年3月2日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

## 倉吉市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第5項の規定に基づき、地域包括支援センター（同条第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）の包括的支援事業（同項に規定する包括的支援事業をいう。以下同じ。）の人員等に関する基準について定めるものとする。

### (基本方針)

第2条 地域包括支援センターは、その職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、介護給付等対象サービス（法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。）その他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

2 地域包括支援センターは、市の地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。

### (人員に関する基準)

第3条 1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員（省令第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

| 担当する区域における第1号被保険者の数  | 人員配置基準   |
|----------------------|--|
| おおむね1,000人未満         | 前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人   |
| おおむね1,000人以上2,000人未満 | 前項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。)                     |
| おおむね2,000人以上3,000人未満 | 専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人 |

### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第38号

倉吉市特別用途地区における建築物の建築の制限に関する条例の制定について

次のとおり倉吉市特別用途地区における建築物の建築の制限に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成27年3月2日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

## 倉吉市特別用途地区における建築物の建築の制限に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条第1項の規定に基づき、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第2号に規定する特別用途地区内における建築物の建築の制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）の例による。

(特別用途地区内における建築の制限)

第3条 倉吉都市計画において特別用途地区として定める大規模集客施設制限地区内においては、別表に掲げる建築物は、建築してはならない。

(既存建築物に対する制限の緩和)

第4条 法第3条第2項の規定により前条の規定の適用を受けない建築物（以下「既存建築物」という。）について、次に定める範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前条の規定は、適用しない。

- (1) 増築又は改築が基準時（法第3条第2項の規定により前条の規定（同条の規定が改正された場合においては、改正前の同条の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。以下同じ。）における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項、第2項及び第7項並びに第53条の規定に適合すること。
- (2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (3) 増築後の前条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (4) 用途の変更（令第137条の17に規定する類似の用途相互間におけるものを除く。次項において同じ。）を伴わないこと。

2 既存建築物について、用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前条の規定は、適用しない。

(建築物の敷地が特別用途地区の内外にわたる場合の措置)

第5条 建築物の敷地が特別用途地区の内外にわたる場合においては、その敷地の過半が当該特別用途地区に属するときは当該建築物の全部について第3条の規定を適用し、その敷地の過半が当該特別用途地区の外に属するときは当該建築物の全部について同条の規定を適用しない。

(罰則)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
  - (2) 法第87条第2項において準用する第3条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。



附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

| 建築してはならない建築物   |
|--|
| 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、勝舟投票券発売所、場外車券売場若しくは場内車券売場の用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの |



## 議案第39号

### 財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成27年3月2日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

#### 1 取得の目的

企業用地に供するため

#### 2 財産の種類

土地

#### 3 所在地

倉吉市大谷字中尾636番21

倉吉市大谷字中尾636番22

倉吉市大谷字中尾636番23

倉吉市大谷字中尾636番24

倉吉市大谷字中尾636番25

倉吉市大谷字中尾636番26

倉吉市大谷字中尾636番27

倉吉市大谷字中尾636番28

倉吉市大谷字中尾636番29

倉吉市大谷字中尾636番30

倉吉市大谷字中尾636番31

倉吉市大谷字中尾636番32

#### 4 数量

6,560.67㎡

#### 5 取得価額

25,727,000円

#### 6 取得の相手方

倉吉市 個人 外5名



議案第40号

定住自立圏の形成に関する協定の変更について

次のとおり定住自立圏の形成に関する協定を変更することについて、地方自治法第96条第2項の規定による倉吉市議会の議決すべき事件に関する条例（平成21年倉吉市条例第1号）第2条及び定住自立圏の形成に関する協定（平成22年3月31日締結）第6条後段の規定により、本市議会の議決を求める。

平成27年3月2日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書（案）

平成22年3月31日に倉吉市（以下「甲」という。）と三朝町（以下「乙」という。）との間で締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

| 改正後       |               |  |      |      | 改正前       |               |  |      |   |
|-----------|---------------|--|------|------|-----------|---------------|--|------|---|
| 別表（第4条関係） |               |  |      |      | 別表（第4条関係） |               |  |      |   |
| 政策分野      | 取組の内容         |  | 役割分担 |      | 政策分野      | 取組の内容         |  | 役割分担 |   |
|           |               |  | 甲の役割 | 乙の役割 |           |               |  | 甲の役割 | 乙の役割  |
| 生活機能の強化   | 医療            | 救急医療体制の充実  | 略    |      | 生活機能の強化   | 医療            | 救急医療体制の充実  | 略    |   |
|           |               |  |      |      |           |               |  |      |   |
| 福祉        | 認知症に係る支援体制の整備 | 圏域における認知症に係る支援体制を整備するため、認知症を早期に発見し、医療機関等との連携を図りながら、適切な診断及び治療を行 | 略    |      | 福祉        | 認知症に係る支援体制の整備 | 圏域における認知症の支援体制を整備するため、認知症の早期発見のための医療機関と連携した認知症の診断及び検診を行うとともに、                                      | 略    |   |
|           |               |  |      |      |           |               |  |      |   |
|           |               |  |      |      |           |               | <p>（1） <u>医療機関と連携して、タッチパネルの活用等による認知症の診断システムを構築し、運用する。</u></p> <p>（2） <u>医療機関と連携して、医師の訪問等によ</u></p> |      | <p>（1） 甲の運用する認知症の診断システムを活用する。</p> <p>（2） 甲の行う認知症の検診を活用する。</p> |

|   |  |  |
|---|--|--|
| <p>うとともに、若年性認知症の者が、生きがいを持って活動できる体制の整備及び認知症である者の権利擁護に係る事業の充実を図る。</p> | <p>し、及び活用する。</p> <p>(3) 若年性認知症の者が安心して通所できるデイサービスセンター（以下「若年性認知症デイサービスセンター」という。）の設置及び運営を行う。</p> <p>(4) 中部成年後見支援センターの運営を支援する。</p> | <p>(3) 甲の設置する若年性認知症デイサービスセンターを活用する。</p> <p>(4) 中部成年後見支援センターの運営を支援する。</p> |
|---|--|--|

略

略

産業振興

|                |  |          |  |
|----------------|--|----------|--|
| <p>企業誘致の推進</p> | <p>圏域への企業誘致を推進するため、企業誘致に必要な情報を共有し、活用して企業誘致を行う。</p> | <p>略</p> | <p>(1) 企業による雇用創出を促進させるための検証を行う。</p> <p>(2) 企業による雇用創出を促進する奨励制度の創設及び連絡調整を行う。</p> <p>(3) 関連する事業に必要とされる経費の支出を行う。</p> |
|----------------|--|----------|--|

略

|   |  |   |
|---|--|---|
| <p>認知症に係る介護事業及び認知症である者の権利擁護に係る事業の充実を図る。</p> | <p>る認知症の検診を行う。</p> <p>(3) 介護サービス事業者と連携して、若年性認知症専用のデイサービス等の認知症に係る介護事業を行う。</p> <p>(4) 成年後見を支援する機関の設置及び運営を支援する。</p> | <p>(3) 甲の行う認知症に係る介護事業を活用する。</p> <p>(4) 成年後見を支援する機関の設置及び運営を支援する。</p> |
|---|--|---|

略

略

産業振興

|                |  |          |
|----------------|--|----------|
| <p>企業誘致の推進</p> | <p>圏域への企業誘致を推進するため、企業誘致に必要な情報を共有し、活用して企業誘致を行う。</p> | <p>略</p> |
|----------------|--|----------|

略

略

略

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年3月 日

甲 鳥取県倉吉市葵町722番地  
倉吉市  
倉吉市長 石田 耕太郎

乙 鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬999番地2  
三朝町  
三朝町長 吉田 秀光



定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書（案）

平成22年3月31日に倉吉市（以下「甲」という。）と湯梨浜町（以下「乙」という。）との間で締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

| 改正後       |               |  |      |      | 改正前       |               |   |      |      |
|-----------|---------------|--|------|------|-----------|---------------|---|------|------|
| 別表（第4条関係） |               |  |      |      | 別表（第4条関係） |               |   |      |      |
| 政策分野      | 取組の内容         |  | 役割分担 |      | 政策分野      | 取組の内容         |   | 役割分担 |      |
|           |               |  | 甲の役割 | 乙の役割 |           |               |   | 甲の役割 | 乙の役割 |
| 生活機能の強化   | 医療            | 救急医療体制の充実  | 略    |      | 生活機能の強化   | 医療            | 救急医療体制の充実   | 略    |      |
|           |               |  |      |      |           |               |   |      |      |
| 福祉        | 認知症に係る支援体制の整備 | 圏域における認知症に係る支援体制を整備するため、認知症を早期に発見し、医療機関等との連携を図りながら、適切な診断及び治療を行 | 略    |      | 福祉        | 認知症に係る支援体制の整備 | 圏域における認知症の支援体制を整備するため、認知症の早期発見のための医療機関と連携した認知症の診断及び検診を行うとともに、 | 略    |      |
|           |               |  |      |      |           |               |   |      |      |

|  |           |   |                                  |
|--|-----------|---|----------------------------------|
| うとともに、若年性認知症の者が、生きがいを持って活動できる体制の整備及び認知症である者の権利擁護に係る事業の充実を図る。 | し、及び活用する。 | (3) 若年性認知症の者が安心して通所できるデイサービスセンター（以下「若年性認知症デイサービスセンター」という。）の設置及び運営を行う。 | (3) 甲の設置する若年性認知症デイサービスセンターを活用する。 |
|  |           | (4) 中部成年後見支援センターの運営を支援する。   | (4) 中部成年後見支援センターの運営を支援する。        |

略

略

産業振興

|         |   |   |
|---------|---|---|
| 略       | 略   | 略   |
| 企業誘致の推進 | 圏域への企業誘致を推進するため、企業誘致に必要な情報を共有し、活用して企業誘致を行う。 | 略   |
|         | 企業による雇用創出を促進するため、雇用創出奨励制度を創設し、運営する。         | (1) 企業による雇用創出を促進させるための検証を行う。<br>(2) 企業による雇用創出を促進する奨励制度の創設及び連絡調整を行う。<br>(3) 関連する事業に必要とされる経費の支出を行う。 |

略

|                                      |             |  |                              |
|--------------------------------------|-------------|--|------------------------------|
| 認知症に係る介護事業及び認知症である者の権利擁護に係る事業の充実を図る。 | る認知症の検診を行う。 | (3) 介護サービス事業者と連携して、若年性認知症専用のデイサービス等の認知症に係る介護事業を行う。 | (3) 甲の行う認知症に係る介護事業を活用する。     |
|                                      |             | (4) 成年後見を支援する機関の設置及び運営を支援する。                       | (4) 成年後見を支援する機関の設置及び運営を支援する。 |

略

略

産業振興

|         |   |   |
|---------|---|---|
| 略       | 略   | 略 |
| 企業誘致の推進 | 圏域への企業誘致を推進するため、企業誘致に必要な情報を共有し、活用して企業誘致を行う。 | 略 |

略

略

略

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年3月 日

甲 鳥取県倉吉市葵町722番地  
倉吉市  
倉吉市長 石田 耕太郎

乙 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留19番地 1  
湯梨浜町  
湯梨浜町長 宮脇 正道

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書（案）

平成22年3月31日に倉吉市（以下「甲」という。）と琴浦町（以下「乙」という。）との間で締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

| 改正後       |               |  |      |      | 改正前       |               |  |      |   |
|-----------|---------------|--|------|------|-----------|---------------|--|------|---|
| 別表（第4条関係） |               |  |      |      | 別表（第4条関係） |               |  |      |   |
| 政策分野      | 取組の内容         |  | 役割分担 |      | 政策分野      | 取組の内容         |  | 役割分担 |   |
|           |               |  | 甲の役割 | 乙の役割 |           |               |  | 甲の役割 | 乙の役割  |
| 生活機能の強化   | 医療            | 救急医療体制の充実  | 略    |      | 生活機能の強化   | 医療            | 救急医療体制の充実  | 略    |   |
|           |               |  |      |      |           |               |  |      |   |
| 福祉        | 認知症に係る支援体制の整備 | 圏域における認知症に係る支援体制を整備するため、認知症を早期に発見し、医療機関等との連携を図りながら、適切な診断及び治療を行 | 略    |      | 福祉        | 認知症に係る支援体制の整備 | 圏域における認知症の支援体制を整備するため、認知症の早期発見のための医療機関と連携した認知症の診断及び検診を行うとともに、                                      | 略    |   |
|           |               |  |      |      |           |               |  |      |   |
|           |               |  |      |      |           |               | <p>（1） <u>医療機関と連携して、タッチパネルの活用等による認知症の診断システムを構築し、運用する。</u></p> <p>（2） <u>医療機関と連携して、医師の訪問等によ</u></p> |      | <p>（1） 甲の運用する認知症の診断システムを活用する。</p> <p>（2） 甲の行う認知症の検診を活用する。</p> |

|  |           |   |                                  |
|--|-----------|---|----------------------------------|
| うとともに、若年性認知症の者が、生きがいを持って活動できる体制の整備及び認知症である者の権利擁護に係る事業の充実を図る。 | し、及び活用する。 | (3) 若年性認知症の者が安心して通所できるデイサービスセンター（以下「若年性認知症デイサービスセンター」という。）の設置及び運営を行う。 | (3) 甲の設置する若年性認知症デイサービスセンターを活用する。 |
|  |           | (4) 中部成年後見支援センターの運営を支援する。   | (4) 中部成年後見支援センターの運営を支援する。        |

略

略

産業振興

|         |   |   |   |
|---------|---|---|---|
| 略       | 略   | 略   | 略   |
| 企業誘致の推進 | 圏域への企業誘致を推進するため、企業誘致に必要な情報を共有し、活用して企業誘致を行う。 | 略   | 略   |
|         | 企業による雇用創出を促進するため、雇用創出奨励制度を創設し、運営する。         | (1) 企業による雇用創出を促進させるための検証を行う。<br>(2) 企業による雇用創出を促進する奨励制度の創設及び連絡調整を行う。<br>(3) 関連する事業に必要とされる経費の支出を行う。 | (1) 企業による雇用創出を促進させるための検証に協力する。<br>(2) 企業による雇用創出を促進する奨励制度の創設を行う。<br>(3) 関連する事業に必要とされる経費の支出を行う。 |

略

|                                      |             |  |                              |
|--------------------------------------|-------------|--|------------------------------|
| 認知症に係る介護事業及び認知症である者の権利擁護に係る事業の充実を図る。 | る認知症の検診を行う。 | (3) 介護サービス事業者と連携して、若年性認知症専用のデイサービス等の認知症に係る介護事業を行う。 | (3) 甲の行う認知症に係る介護事業を活用する。     |
|                                      |             | (4) 成年後見を支援する機関の設置及び運営を支援する。                       | (4) 成年後見を支援する機関の設置及び運営を支援する。 |

略

略

産業振興

|         |   |   |   |
|---------|---|---|---|
| 略       | 略   | 略 | 略 |
| 企業誘致の推進 | 圏域への企業誘致を推進するため、企業誘致に必要な情報を共有し、活用して企業誘致を行う。 | 略 | 略 |

略

略

略

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年3月 日

甲 鳥取県倉吉市葵町722番地  
倉吉市  
倉吉市長 石田 耕太郎

乙 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万591番地2  
琴浦町  
琴浦町長 山下 一郎

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書（案）

平成22年3月31日に倉吉市（以下「甲」という。）と北栄町（以下「乙」という。）との間で締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

| 改正後       |               |  |      |      | 改正前       |               |   |      |      |
|-----------|---------------|--|------|------|-----------|---------------|---|------|------|
| 別表（第4条関係） |               |  |      |      | 別表（第4条関係） |               |   |      |      |
| 政策分野      | 取組の内容         |  | 役割分担 |      | 政策分野      | 取組の内容         |   | 役割分担 |      |
|           |               |  | 甲の役割 | 乙の役割 |           |               |   | 甲の役割 | 乙の役割 |
| 生活機能の強化   | 医療            | 救急医療体制の充実  | 略    |      | 生活機能の強化   | 医療            | 救急医療体制の充実   | 略    |      |
|           |               |  |      |      |           |               |   |      |      |
| 福祉        | 認知症に係る支援体制の整備 | 圏域における認知症に係る支援体制を整備するため、認知症を早期に発見し、医療機関等との連携を図りながら、適切な診断及び治療を行 |      |      | 福祉        | 認知症に係る支援体制の整備 | 圏域における認知症の支援体制を整備するため、認知症の早期発見のための医療機関と連携した認知症の診断及び検診を行うとともに、 |      |      |
|           |               |  |      |      |           |               |   |      |      |

|  |           |   |                                  |
|--|-----------|---|----------------------------------|
| うとともに、若年性認知症の者が、生きがいを持って活動できる体制の整備及び認知症である者の権利擁護に係る事業の充実を図る。 | し、及び活用する。 | (3) 若年性認知症の者が安心して通所できるデイサービスセンター（以下「若年性認知症デイサービスセンター」という。）の設置及び運営を行う。 | (3) 甲の設置する若年性認知症デイサービスセンターを活用する。 |
|  |           | (4) 中部成年後見支援センターの運営を支援する。   | (4) 中部成年後見支援センターの運営を支援する。        |

略

略

産業振興

|         |   |   |
|---------|---|---|
| 略       | 略   | 略   |
| 企業誘致の推進 | 圏域への企業誘致を推進するため、企業誘致に必要な情報を共有し、活用して企業誘致を行う。 | 略   |
|         | 企業による雇用創出を促進するため、雇用創出奨励制度を創設し、運営する。         | (1) 企業による雇用創出を促進させるための検証を行う。<br>(2) 企業による雇用創出を促進する奨励制度の創設及び連絡調整を行う。<br>(3) 関連する事業に必要とされる経費の支出を行う。 |

略

|                                      |             |  |                              |
|--------------------------------------|-------------|--|------------------------------|
| 認知症に係る介護事業及び認知症である者の権利擁護に係る事業の充実を図る。 | る認知症の検診を行う。 | (3) 介護サービス事業者と連携して、若年性認知症専用のデイサービス等の認知症に係る介護事業を行う。 | (3) 甲の行う認知症に係る介護事業を活用する。     |
|                                      |             | (4) 成年後見を支援する機関の設置及び運営を支援する。                       | (4) 成年後見を支援する機関の設置及び運営を支援する。 |

略

略

産業振興

|         |   |   |
|---------|---|---|
| 略       | 略   | 略 |
| 企業誘致の推進 | 圏域への企業誘致を推進するため、企業誘致に必要な情報を共有し、活用して企業誘致を行う。 | 略 |

略



略

略

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年3月 日

甲 鳥取県倉吉市葵町722番地  
倉吉市  
倉吉市長 石田 耕太郎

乙 鳥取県東伯郡北栄町由良宿423番地 1  
北栄町  
北栄町長 松本 昭夫



陳情第 1 号

倉吉市立図書館におけるインターネット環境の整備等に係る陳情

- 1 提出者 足羽 佑太
- 2 受理年月日 平成27年 1月 7日

別紙のとおり陳情書の提出があった。

平成27年 3月 2日

倉吉市議会議長 由 田 隆

平成27年1月7日

倉吉市議会議長 様

陳情者 住 所 鳥取県倉吉市新田129  
氏 名 足 羽 佑 太



## 倉吉市立図書館におけるインターネット環境の整備等に係る陳情

このことについて、下記のとおり陳情します。

### 記

#### 【陳情の要旨】

- (イ) 倉吉市立図書館において、無線のインターネット環境を整備いただきたい。
- (ロ) また、図書館において、飲み物を飲みながら読書・学習できる環境を整備いただきたい。

#### 【陳情の経緯】

(イ) 先日、外出先でメールを送る用ができ、スマートフォンでは長文のメールの作成には不向きなので、申込書類を書いて図書館のPCでメールの送信をしようとしたところ、gmail や yahoo mail などのフリーメールのアカウントにアクセスできなかった。セキュリティ上の理由もあるのかもしれないが、これでは不便である。また、PC自体もやや型の古いもので操作しにくく、ネットの回線速度も速くないように感じた。

自分のPCをネットに繋げようにも、図書館には無線LANが飛んでいない。また、電源を使えるのは、一部エリア（研究室）のみ。本を借りるだけ、読むだけで、ネット環境が十分に備わっていないのは、読書に付随している作業をするのに、とても不便に感じた。

については、市営図書館において、無線のインターネット環境を整備いただきたい。

(ロ) 本や新聞をゆったり読みながら、コーヒーを飲んだり新聞を読んだりする姿は、日常的な・自然なものだと思う。たとえば、佐賀県の武雄市立図書館などは、公営の図書館を、ツタヤを運営するCCC（カルチュア・コンビニエンス・クラブ）に指定管理者として運営させ、図書館内にスターバックスを誘致し、ブック・カフェ形式で運営している。他にも、東京・代官山や馬事公苑のツタヤでも同様の取り組みがなされており、私も利用したが、コーヒーを飲みながら読書ができる、快適な環境である。たしかに、書籍・資料の汚損の懸念なども若干は否定できないが、それはごくわずかだろうし、そこは利用者による費用弁償や保険により解決できる問題である。それに、家庭に借りて帰った本は、ドリンクとともに読む人も多だろうし、図書館で飲み物を禁止する意義も薄れるはずである。倉吉市立図書館においては、制服を着た高校生など学生利用者も多く、勉強をする際にも、コーヒーや紅茶など眠気防止のドリンクの需要はあると思う。

本来ならば、市立図書館近傍に、カフェを誘致してほしいと言いたいところであるが、民間の場合、特に図書館利用者数や来客数などが出店を左右するので、厳しいかもしれない。その場合であっても、飲み物を飲みながら読書・作業できるスペースが確保されることを願う。現状、図書館では飲み物禁止で、自販機は図書館の外にあり、そこは空調が効いておらず、冬場は寒くて夏場は暑い。図書館の中で、ドリンクを飲みながら作業ができれば、利用者の方が快適になると思うのである。

最近では、目の前で豆を挽いて淹れてくれる便利な自販機もあり、こういうものが設置されれば、カフェの代替として便利になると思う。（参考URL）<http://www.jbinc.co.jp/officecoffee/doutor/>

陳情第 2 号

憲法の趣旨に合致する形での地方自治法等の改正を求める意見書提出について

- 1 提出者 足羽 佑太
- 2 受理年月日 平成27年 2月 2日

別紙のとおり陳情書の提出があった。

平成27年 3月 2日

倉吉市議会議長 由 田 隆

倉吉市議会議長 様

陳情者 住所：鳥取県倉吉市新田129  
氏名：足羽 佑太

地方自治法第124条以下及び国会法第79条以下並びに請願法について、  
日本国憲法第16条の請願権規定の趣旨に合致する形での改正を求める意見書の提出を求める陳情

## ○陳情の要旨

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第124条以下及び国会法（昭和22年4月30日法律第79号）第79条以下並びに請願法（昭和22年3月13日法律第13号）各条の請願権に係る条文については、日本国憲法第16条の請願権規定の趣旨に合致する形での改正が行なわれるべく、倉吉市議会において、地方自治法第99条の規定に基づいて、国に意見書を提出する事を求める。

(イ) 地方自治法および国会法の請願の受理要件「議員の紹介」を不要にすること。

(ロ) 請願法第5条は、官公署が請願を「誠実に処理」すべきとするが、「誠実な処理」という表現はあいまいであるので、適法に提出された請願については、(a) 議会に対するものにあつてはきちんと審議ないし審査し、(b) 官公署に対するものにあつてはきちんと調査・検討し、その結果を提出者に対して報告すべきことを同法において明記すること。

(ハ) 議員の紹介の必要な請願と、不要な陳情の差異を是正すること。

## ○陳情の趣旨・詳細

▼はじめに～そもそも、請願権とは何か。

そもそも請願権は、官公署に対して、平穩に、自身の希望や要求などを主張する権利である。日本国憲法第16条は、「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。」と規定する。限定列举ではなく、例示列举として「その他の事項」を含めることで、国民の請願権が国家作用全般に対して及ぶことを、明文で示した。

行政に対する請願など、請願に係る一般法として、請願法がその手続き（たとえば、請願は住所・氏名を記載した書面によることなど。）について定め、地方議会に対する請願については、特別法として地方自治法が、国会に対するものは国会法が規律する。

さて、ところで、この請願法は、なぜ必要なのだろうか。本来、立法府と行政府は、それぞれが抑制と均衡の関係を保ちながら、可能な限り国民の意思をくみとり、行政活動を行なうようにすべきである。

しかしながら、この均衡が有効に機能せず、為政者や議員が選挙時の公約（マニフェスト）を破って、国民の意思が無にされてしまう事態は充分にありうる。これを指してルソーは、社会契約論の中で、「(国民が主権者なのは) 議員を選挙する間だけで、議員が選ばれるや否や、国民は奴隷になり無に帰してしまう」と批判した。また、どんなに努力しても、行政が気づかない国民のニーズはあるはずである。

上述のように、仮に主権者たる国民の意に沿わない政治が行なわれる場合に備え、国民自身が自らの要求を伝える手段として、各種直接請求権とならんで、いわば参政権的な色彩をもつ権利<sup>①</sup>として、請願権が用意されているのである。これはいわば、議会と執行部が左右のタイヤとなって運転する車が暴走したとき、最後にハンドルをとり、ブレーキを操作するのが国民であるという表現が適切であろう。

## 現行の請願権規定の問題点

(イ) 「議員の紹介」の存在

憲法は、「何人も…請願する権利」について定め、請願権は、すべての者に及んでいることを示している。また請願法は、憲法の規定を踏襲した上で、その具体的手続き（住所・氏名の記載や、書面によるべきことについてなど）について定めているが、その他の条件については付していない。

しかし、その下位規範である地方自治法第124条は「普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。」と定め、また国会法第79条においては「各議院に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。」と規定する。この「議員の紹介」とは何なのであろうか。

私見では、この「紹介」には、「まっとうな」請願であるか否かを、国民から選ばれた議員の目で事前に選別する、いわば、上程・審査前の「ふるい」として機能している側面があると解する。しかし、このように議員の紹介を法律で受理の必要的要件にまでしておくことについては、「憲法論としては…大いに問題であつて、違憲視されねばならない」との見解もある（渡辺久丸『請願権』194頁）。私も、渡辺氏と同様の立場をとる。一般の国民には、議員の紹介を受けることはハードルが高いであろう。紹介

① なお、請願権の法的性格については、自由権説、受益権説、参政権説と争いがある。

は議員の「紹介する権利」なのか、国民の「紹介される権利」なのかも明確ではない。

違憲論の根拠は、請願者は、自己の請願趣旨に賛同して紹介議員になってくれる者（政党）を選挙の結果得られなければ、議会に対し、請願権を行使できなくなるからである。仮に、当該請願に反対の議員が紹介議員になるとすれば、そのような紹介は形式的なものであって、もはやそのこと自体が、その介在（紹介）の不要性を証拠立てるものである。

なお、実務者は、「請願の内容に賛意を表すものでなければ、紹介すべきものではない」（1949年9月5日地自滋第4号滋賀県議会議務局長宛、行政課長回答）とするが、学説には、「請願内容に反対でも紹介議員になれると解するべきであり、また同一事項について相反する内容の請願がなされた場合に、両者の紹介議員になれると解する」（基本法コンメンタール、室井・金子編『地方自治法』）として、前者に対立する学説もある。また、実務家の中にも「願意に賛成でなければ紹介できないとの制約は、住民の請願権を事実上制約する」から「いずれの場合でも紹介できるように改める必要がある」との声もある。

しかしながら、願意に賛成できないのに紹介議員になるのを強いるのは、彼の思想・信条を侵すことにもなりえ、問題がある。また、そもそも、上述のとおり賛同できないものに紹介を強いるならば、紹介そのものが形骸化して意味をなさず、違憲視されなければならないので、この改正が必要であり、国に対してその是正を働きかけられたい。

#### （ロ）「誠実処理義務」とは何か不明瞭

請願法第5条は、官公署が請願を「誠実に処理」すべきとするが、「誠実な処理」という表現はあいまいであるので、適法に提出された請願については、(a) 議会に対するものにあつてはきちんと審議ないし審査し、(b) 官公署に対するものにあつてはきちんと調査・検討し、その結果を提出者に対して報告すべきことを法において明記すべきである。また、請願法の「誠実処理義務」の適用主体を、「官公署」に限定せず、議会を含みうるものにもすることも必要である。

なお、請願権の法的性格について、請願は「単に希望の表示たるに止まり…その審査を要求する権利があるのではない…唯適法な形式を備へた請願に対しては、之を受理すべき義務がある」との学説（美濃部達吉『日本国憲法原論』1949年、182頁～）もあるが、私はこれに否定的である。

もし、官公署ないし議会が、請願を受理するだけで審議をせず、形だけ受け取って放置をすれば、その請願提出者の意思・希望は、無に帰してしまふ。かつて、大日本帝国憲法下においては、請願は臣民から主権者たる天皇に対してのものであり、天皇の慈悲・恩恵として臣民に「発言を許す」「聞き置く」という性質のものだったが、現行憲法のもとでは、「主権は国民に存する」

（憲法前文）ことを考えれば、国民の意思ができるだけ行政に反映されるよう、請願の内容について審査すべき「審査要求権」を含むと解するのが相当であると考えている（もちろん、請願内容について、「採択」するか「不採択」とするか否かは、請願を受けた立法府ないし行政府が決定すべきもので、この判断は彼に委ねられていると解するが、その審査をせず、ただ受け取るだけでは、請願権の趣旨を没却させるものになり、不当であるとの立場をとる。）。なお、私の主張に関連する学説には次のようなものがある。

「請願法五条の請願の「誠実な処理」から調査・報告の義務があると解するのが妥当である。」（粕谷友介『基本的人権の保障』204頁）。

「請願権が権利とされるのは、国家機関に対して請願を受理し、かつ誠実に処理すべきことを義務づける作用をするからである。なお、通説においては、請願者は、請願についての回答を要求しえないものとされるが、とくに否認する根拠に乏しいものと思われる。」（長尾一紘『日本国憲法・新版』162頁）。

「請願権は、なんらかの回答を請求する権利を含むものと解す」（粕谷友介・渡辺久丸「現代請願権論」176頁）。

「回答を請求する権利を含むものと解すべきではなかろうか。」・「ボン基本法一七条…審査と回答を請求する権利を包含している。」（粕谷友介「請願権（憲法十六條）について」『上智』173頁・167頁）

（イ）「請願」と「陳情」の差異の存在、「陳情」についての法律上の扱いが不明瞭

現行法令上、紹介議員をつけて請願の提出がなされた場合については、国会に対するものは、国会法第80条によって「請願は、各議院において委員会の審査を経た後これを議決する」とされ、国会の審議に付されることになっている。また、地方自治法第109条第2項は「常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。」とし、請願については、審査すべきことが法令上規定されている。

ところが、紹介議員のない陳情については、明文の規定がない。② ゆえに、自治体によって、「請願は委員会で審査、陳情は参考までに所管委員会に参考配布」など、陳情は審議の対象から外されていたり、「議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。」（倉吉市議会会議規則）と、原則同一に扱うとされていたり、様々である。このように、住所によって陳情の扱いが異なるのは、請願権が憲法上の権利であることを考えれば好ましくない。憲法上の請願権には、紹介議員のない「陳情」も含まれていると解するのが相当なところ、陳情も請願も、全国的に同一の扱い（審議）がなされるべきである。ついては、左記のとおり、請願も陳情も、住所・氏名を記載した適法なものについては、きちんと審査すべきことを地方自治法及び国会法、並びに請願法に法定すべく、倉吉市議会において意見書を提出いただきたい。

② なお、地方自治法第109条では議会常任委員会の審議の対象が「議案・請願等」となり、旧来の「議案・陳情等」から変わっているが、地方自治法改正にあつての平成24年8月7日の第180回国会総務委員会によれば、その理由を川端國務大臣が、「陳情については、「議案、請願等」の「等」に含まれるものと解されます。」と答弁している。ただ、陳情の文字が抜けた分、各議会の自由な解釈を許すことに拍車をかけている印象を受ける。